

教科書問題

—Ⅱの2—

勝野尚行

まえがき

序 『教育基本法制と教科書問題』の出版を終えて

第1節 文部省検定に対する国際的批判に接して

第2節 1982年文部省検定について (1)

(以上, 前号)

序(2) 教育基本法制と教科書問題

教育基本法制論, 教育政策批判の方法, 教科書行政史,
国際的批判をどう受けとめるか

第3節 1982年文部省検定に対する国際的批判の経過等 (1)

—1982・6・26~'82・8・5—

(以上, 本号)

第4節 国際的批判に対する非難

序(2) 教育基本法制と教科書問題

前回の論文の序「『教育基本法制と教科書問題』の出版を終えて」では、「教基法制」概念および教科書問題に関して、これからの研究課題がどの辺にあるかにつき概観しておいた。それら研究課題のうち、その後若干なり解明しえた部分を以下に整理しておくことにする。この序はあくまで上記テーマについての研究方法論に関し、さらに言及する箇所である。また、前回の論文の第1節「文部省検定に対する国際的批判に接して」では、この「国際的批判」の研究方法論に関して、少しばかり論及しておいた。以下、この研究方法論についても、この序(2)でさらに補足的に触れてみることにする。そのような次第で、

本連載論文「教科書問題—Ⅱ—」では、序をもって、引き続いて「教基法制」概念、教科書問題、「国際的批判」、等々の研究方法論について論究していくことにするつもりである。

教育基本法制論

さきに私は、「教基法制」という概念の中身に関して、それは戦後人権教育の制度編成原理および内容編成原理の、そのいずれをも内包するものと理解すべきではないか、という問題提起を行った。これについて、さらに補充的に言及してみよう。

(1) 教基法の政府原案は、1947年3月12日に枢密院本会議において可決（このとき、政府原案は若干の修正を受けている）、翌3月13日に衆議院に上程され3月17日に政府原案どおり衆議院を通過し、3月19日に貴族院に上程され、3月23日の貴族院本会議において可決成立し、ついで上奏裁可をえて3月31日に公布、翌4月1日より教基法として発効したのである。47年の3月一杯を要したこの審議過程において、「23日の貴族院本会議では、沢田牛麿氏の反対演説が行われ緊張の場面を生じた」といわれているが、⁽¹⁾ いったい3月23日にはどのような論議が行われたのか。以下、この点をフォローしてみよう。

(2) 1947年3月19日より同年3月26日まで、第92帝国議会貴族院において、4回にわたって教基法案が審議された。そのときに質問に立った佐々木惣一議員も、すでに、「教育と云ふものが如何なる目的を持って居るかと云ふやうなことは、元來法制で定むべきものであるか、或はそれは教育家とか、或は少くとも教育学者と云ふやうな者の研究する所に権威を認めて、さうしてそれに依って認むべきものであるかと云ふことは、それ自身問題であります」「教育基本法なるものが、兎に角さう云ふ教育の目的と云ふものを法制の上で表はさうとする上に於きましては、其の教育の目的と云ふやうなことに付きまして、さう簡単に決むべきものでないであらう」⁽²⁾ などのべ、教基法案が教育目的（これこそ教育内容編成の原理となる）を規定していることにつき、疑問を出していた。

教育目的の決定は教育家・教育学者の手に委ねて、法律で定めるべきものではないというような主張である。もっとも、佐々木議員は「特に良い日本人を造ると云ふことに着眼して、それを其の教育基本法と云ふものに特に明かにすると云ふことでなくては、教育に関する国家の法制とはどうも考へられない」とものべており、その主張は必ずしも首尾一貫したものではなかったけれども。

ところで、この教基法案が教育目的規定を置いていることについて、より激しい非難を浴びせたのが沢田牛麿議員であって、沢田議員は「此の法案は法案ぢやなくて、説法ではないか」「此の基本法と云ふものは全然要らないのではないか、又余計なものではないか」などとのべたのである。⁽⁴⁾ いったいこれほどまでの激しい非難を、なぜにかればこの教基法案に対して浴びせたのか。その主な理由は、教基法案が教育目的の規定を第1条等に置いているからであった。⁽⁴⁾ 沢田議員は以下のようにいう。

「法律と道徳との分野は、是が私が喋々する迄もなく決まっておりますことでありまして、倫理の講義や国民の心得などと云ふことを一々法律で規定する必要はなからうと思ひます。それよりはもっと法律と云ふものは進んで居るものと私は法学生の一人として思ふのであります。さう云ふ点に付て此の立案者は非常に倫理の講義が好きな傾向を持って居るやうでありまするが、さう迄にしなくちゃならぬものであらうか」

「教育の目的などと云ふことは教育学か何かの理論であって、教育は、例へば人格を養成するとか、或は此の代の文明を次の代に移し行く為のプロセスであるとか、色々な学説があるでせうが、そんなことは何も法律で決めなくても、学説で決めれば宜いのであって、又色々な説き方があるので面白いのであって、教育の目的なんと云ふことを法律で決めることは私は無理だと思ふ。是は法律の規定の範囲外だと思ふのであります」

このような沢田議員による教基法案非難は、反面からにはなるが、法律に教育目的規定を盛り込んでいるという、教基法の特殊性を端的に物語るものであって、教基法は教育そのもの(=教育内容)に向けて課題提起をしているという

ことになる。

(3) この沢田議員の質問に対して、まず金森徳次郎国務大臣は、以下のよう
に答えている。その解答は、教基法によって戦後日本の教育の基本方向だけは
法律で明示しなくてはならない、というものであった。「法律で決めてしかるべ
き範囲と、さうでないものの範囲とは自ら分野がある」「教育のことは国民に委
して置けば宜い、各人の判断又は学問に委して置けば宜いと云ふ御所見に対し
ましては、若しも世の中の秩序が非常に安定し、各人の考の大体が帰一して居
ると云ふのでありますれば、確かに其の御考は尤もであらう」などのべたの
ち、つぎのようにいっている。⁽⁵⁾

「併し現在の非常な過渡期に於きまして、国民の考は一人々々に多少の差別
を持って居りまして、国が之に対しまして或限度の基本方針を樹立して進む
と云ふことは、理論は姑く別と致しましても、実際の効果の上から申しまし
て、是は已むに已まれない所の必然性を具へて居る所であらうと存じます。
(中略) 教育の目的が何であるか、教育の方針が如何にあるべきかと云ふこと
は、是は實際世の中に生き生きとして存在して居ります所の学問とか、人々
の識見に委すると云ふことが宜いと云ふことは私は全く左様に存じて居りま
す。併しどうしても或限度の基本的なことだけを調整して行くと云ふことは
是は已むを得ないのでありまして、(以下、略)」

教育の目的や方針の決定は学問や人々の識見に委ねたほうがよいことは間違
いないけれども、戦前・戦時の誤った軍国主義・超国家主義の教育とはっきり
と訣別し、早急に「教育をその本来の姿にたちかえらせる」ためには、教育法
のなかで「或限度の基本方針」を法律的に明示することが必要だというのである。
そうだとすると、教基法は「国民の自由を妨げる」ことになりはしないか。こ
の問題に対して、金森国務大臣は、以下のような解答を与えた。⁽⁶⁾

「私自身の考としては教育に付て若干の項目を決めますことは、理論的に
言へば、国民の個人の自由を妨げるものであります。教育の方針を立てると
云ふことは個人が自由に伸びて行く、学問の独立を保障しよう良心の独立を

保障しようと云ふこととそこに接触する問題を生じて来るのであります。併しそれは個人の自由を尊重すると云ふ建前を保存しながらも、国家が教育と云ふ一つの面に於きまして、或然るべき範囲の基本方針を立てて之を以て導いて行きますことは、必ずしも個人の自由を害する訳ではありません。」

法律で教育方針を立て教育内容編成に枠をはめることは、「個人の自由」「学問の独立」「良心の独立」と確かに牴触する、しかし「必ずしも個人の自由を害する訳では」ない、という解答である。一見してこの解答は矛盾しているように見える。しかし、必ずしも「論理矛盾に陥ったもの」とばかりはいえない。

教基法は、教育内容編成に向けて、ある範囲内での基本方針を示すものであり、枠を設けるものである。その限度で、確かに「個人の自由」を制限するものである。しかし、結果的に「個人の自由」を制限し否定することになる、そのような「自由」を制限することは、むしろ「個人の自由」のより十全な保障のために、どうしても欠かすことができない。そのような制限さるべき「自由」こそ、軍国主義・超国家主義・滅私奉公主義の教育の「自由」である。したがって、教基法は、そのような「自由」を排除して、平和主義・民主主義・人權主義の「個人の尊厳を重んじ」る教育をこそ求めるものである。一見論理矛盾に陥っているように見える金森国務大臣の解答の真意は、まさにここにあったのではないかと解されるのである。事実、滅私奉公主義の教育をなすことも、あるいは「個人の自由」かもしれないけれども、滅私奉公主義の教育は果たして真に「個人の自由」を保障する教育といえるのであろうか、かえって「個人の自由」を否定し去る結果を生み出すのではないか。

(4) だから、続いて答弁に立った高橋誠一郎文相は「国民の可なり大きな部分に於きましては、思想昏迷を来して居りまして、適従する所を知らぬと云ふやうな、状態のあります際に於きまして、法律の形を以て教育の本来の目的⁽⁷⁾の他を規定致しますことは、極めて必要なことではないかと考へた」とか、より具体的に「或は超国家主義的な、或は軍国主義的なものに動かされると云ふやうなこと」のないように、教基法案に教育目的規定を置いた⁽⁸⁾とか、そのよ

うに答えている。教育をその本来の姿にもどすことが目的だというのである。

その後の1947年5月3日、教基法公布に関する高橋文部大臣訓令が発表された。そのなかに以下のような箇所がある。⁽⁹⁾

「思うに、教育は真理を尊重し、人格の完成を目標として行われるべきものである。しかるに、従来は、ややもすればこの目標が見失われがちであった。新日本の建設（民主的で平和的な国家再建）に当って、この弊害を除き新しい教育の理念と基本原則を打ち立てることは、今日当面の急務といわなければならない。」

この箇所は、いかに「個人の自由」こそが尊重されるべきだとはいっても、教育は最低限「真理を尊重し、人格の完成を目標として行われるべきもの」であり、この最低限の目標さえ見失うようでは「個人の自由」もやがて否定し去られてしまう、そのことを従来の日本の教育はよく教えているから、まずはそうした従来の教育の弊害を徹底して除去しなくてはならない、と、このことを明示した箇所だとも解されるのである。そのような次第で、この文部大臣訓令は、⁽⁹⁾続けてつぎのようにのべていくのである。

「この法律においては、教育が、何よりもまず人格の完成をめざして行われるべきものであることを宣言した。人格の完成とは、個人の価値と尊厳との認識に基き、人間の具えるあらゆる能力を、できるかぎりしかも調和的に発展せしめることである。」

「この法律は、日本国憲法と関連して教育上の基本原則を明示し、新憲法の本質を徹底するとともに、教育本来の目的の達成を期した。かくて、この法律によって、新しい日本の教育の基本は確立せられた。今後のわが国の教育は、この精神に則って行われるべきものであり、又、教育法令もすべてこれに基いて制定せられなければならない。」

「個人の自由」「学問の独立」「良心の独立」等々の人間の自由をなによりも重んずるがゆえに、戦後教育は「個人の価値と尊厳との認識に基」について「人格の完成をめざして」行われなくてはならないというのである。

(5) 教基法が教育内容編成原理まで盛り込んでいることは、ここにすでに明白であろう。しかもそれは、教基法という法律のなかに教育目的=教育内容編成原理を盛り込むことによって、かえって「教育の自由」をより確実に保障しようとするものなのである。戦後教育法制は、もはやけって、絶対的な「個人の自由」「教育の自由」を保障するものではありえない。

〔註〕

- (1) 西村巖「教育基本法について」(『文部時報』840~844号まで連載されたもの)より。筆者は当時、文部省調査局審議課長。
- (2) 加藤地三他編『戦後日本教育史料集成』第1巻, 三一書房, 408ページ。
- (3) 同上, 409ページ。
- (4) 同上, 415-417ページ。
- (5) 同上, 418ページ。
- (6) 同上, 420ページ。
- (7) 同上, 418ページ。
- (8) 同上, 419ページ。
- (9) 鈴木英一編『資料, 教育基本法30年』教育基本法文献選集・別巻, 学陽書房, 153ページ。

教育政策批判の方法

(1) 私は、『教育基本法制と教科書問題』においては、教基法制の精神を確かめながら、その精神こそ戦後教育の制度・内容の構成の根本原理とされなくてはならないものと考えて、この精神にてらして、1980年代初頭の教科書問題を含む教育政策・教育行政の吟味・批判を行った。一言でいって、教基法制理念にてらしての教育政策現実の批判という方法をとったわけである。しかし、教育政策批判の方法として、このような方法で十分であるか、教育政策批判の教育科学的な方法、さらには社会科学的な方法とは何であるか、という根本問題の再検討の必要に、いま私自身が直面しているように思っている。この根本問題について、いまここで一定程度の解答を与える用意があるわけではない。かえって、まさにこれからの私自身にとっての課題だと思っている。

『教育基本法制と教科書問題』でとった教育政策批判の方法について、私自身が一定の限界を感じている点は、① 教育政策現実（教科書問題、教基法「改正」策動、日本教育会県支部結成、等々の）の政治的・経済的・社会的な成立のゆえんについての解明の不足と、② 教基法制の精神＝理念についての客観的な考察＝分析の不足と、この2つである。②についていえば、教基法制の理念から出発して教育政策現実を批判するという方法が、十分に科学的な考察方法だとはどうしても思えない。その理念そのものについての考察を欠いているということになっているからである。いったい教育政策現実批判の出発点をどこに求めるのが、教育科学の方法として、社会科学の方法として、妥当なのであるか。いったい教基法制の理念についての科学的な考察の方法は何であるか。

こうした問題について、順次に考えをすすめていかなくてはならない。そして、いま一步高次元の教育政策現実批判の方法を構成し、教育政策現実の批判を格段に深いものにしなければならぬと思っている。

(2) あるいは、教育政策現実——教育の右翼的再編成をめざしているところの——の批判の方法として、さらにつぎのようなことが考えられなくてはならないのかもしれない。

教基法制の精神——平和・民主・人権の教育の達成——なるものは、かの太平洋戦争で敗戦になるまでの、日本帝国主義の侵略・加害の歴史、あるいは日本の国民大衆の被害・被爆の体験、等からの所産であり、総じて日本の国民の加害・被害の行為についての深刻かつ痛恨の反省から生み出されたものである。そうだとすれば、教育政策現実を批判する際に、それを教基法制の精神にてらしてみることもちろん必要なことではあるけれども、さらにさかのぼって、それを教基法制を生み出した「戦前への反省」にてらしてみること必要になってくるのではないか。つまり、教育政策現実の批判を、敗戦時までの日本の加害・被害の行為の実態そのもの（その行為主体たる人間を形成した戦前教育）を分析して、それへの反省にてらして行うという方法がそれである。

(3) そうではなくて、あるいは、教基法制という教育法制は直接には戦前教

育の過ちについての反省の所産であり、しかも1980年代日本の教育政策現実のめざすところが戦前の教育の復活・復元にあるのだから、教基法制が批判・克服の対象とした戦前教育(より具体的には、その過ち、それについての戦後の反省)についての批判的・反省的な研究を、教育政策現実の批判の出発点に据えるという方法をとるべきなのであろうか。教育科学の方法としては、この方法のほうか正当なのかもしれない。いずれにしても、教基法制の精神そのものから出発して教育政策現実を批判するという方法は、教基法制の精神=理念についての「客観的な」考察を欠くことにもなりかねないから、再構成されてしかるべき方法となると思われるのである。どのようにすることが教基法制の精神を客観化することになるのか、そのための方法について、当分の間、思索を続けなくてはならない。

教科書行政史

1980年代初頭の教科書内容「偏向」非難のなかでも、論者たちは、教基法「改正」を声高に合わせ提唱したり、教基法の内容非難をしたりしている。しかしまた、1950年代後半期の「教科書法」制定をめざす策動のなかでも、政策側は同様に、合わせて教基法「改正」を唱えたりその内容非難をしたりしていたのである。果たしてこれは偶然の一致なのであろうか。それとも、教科書内容「偏向是正」をやりぬくためには、どうしても教基法そのものに手をつけなくてはならなくなるからなのであろうか。もしもそうだとすると、教基法そのものはやはり、教育内容の編成原理まで含んでいるということになる。もっといえば、教基法が内包するそうした編成原理が法律的拘束性を有するから、これを修正しなくては上記「偏向是正」ができないからだ、ということになる。

(1) 1980年代初頭の教科書内容「偏向」非難キャンペーンのなかでは、その論者たちによって、教基法「改正」の必要がくり返し唱導された。概して「教基法のなかに『伝統の尊重』『愛国心の育成』『自衛心の涵養』を盛り込め」といってである。若干の事例をあげておこう。80年代に入ってすぐに、教科書内

容「偏向」非難を開始したものに、1980年11月出版の自由民主党調査局・政治資料研究会『憂うべき教科書の問題』があるが、この冊子は、教基法の本質は「現実からうんとかけ離れていて」よくない、だから学習指導要領が「憲法・教育基本法に従って」おり、その学習指導要領に従って教科書の検定が行われているかぎり、文部省の検定が「十分に機能しない」ことになる、などという。「文部省検定を十分に機能させるために」という観点から、教基法の内容＝諸規定を非難したものである。⁽²⁾

また、1981年3月9日、自民党の玉置和郎議員が参議院予算委員会に名越二荒之助参考人と呼んで、この参考人をして教科書内容「偏向」非難をさせたとき、名越参考人は「やはり最終的にいい教科書たらしめるためには教育基本法の一部手直しをやったらどうであろうか」「その一部手直しは、祖国の伝統を尊重するとか国を愛する心を養うとかいうような意味合いをどこかに挿入したらどうであろうか、自衛心を養うという言葉が入ればそれにこしたことはありません」などと発言したのである。⁽³⁾「正常な教科書づくりのために」として、教基法「改正」を提唱したものである。

なお、1980年代初頭の教科書問題という場合、その教科書論議（教科書内容「偏向」論議、教科書法制定論議、等々）そのものが教基法「改正」論議を内包していただけてはなくて、その教科書論議と並行して、その論議とはいわば独立して、同時に教基法「改正」論議が進行したことに、よく注意しなくてはならない。そのような事例としては、たとえば、岐阜県議会および岐阜県の町村議会における教基法「改正」要望決議の採択、教科書問題の「仕掛人」たちの反動的な思想形成を指導している世界平和教授アカデミーの教基法「改正」論、「日本教師会」による79年7月25日付・教基法「改正案」の再提案、等々をいくつかあげることができる。⁽⁴⁾

教科書の内容・制度をどうするかという問題は、極めて深く、教基法をどうするかという問題にかかわっていること、この点をここでとくに指摘し強調しておきたい。というのは、すでにくり返すまでもなく、このことは、教基法と

いうものが戦後人権教育の制度編成原理だけではなくて、戦後人権教育の内容編成原理までも規定しているということを、反面からだとはいえ、よく証明していると思うからである。

とすれば、むしろ問題はつぎのような点にあるのではないか。すなわち、従来からの日本の教育法学（教基法解釈）のなかでは、どちらかといえば教基法10条解釈に著しく重点が置かれて、そのために教基法の教育目的規定（前文、第1条、第2条）の解釈・解明が不十分なものとどまり、そのために教育運動のサイドがその規定内容を目的意識的・自覚的に自分たちの実践・運動のなかに生かし、その具体化なり深化・発展なりをはかることに欠けるところがあったのではないかという、その点にである。

(2) 1950年代後半期の「教科書法」制定をめざす策動のなかでも、合わせて教基法の見直し＝再検討が政策的課題とされていた。たとえば、① 1956年初頭、ときの清瀬一郎文相が教基法再検討発言をくり返し、② 1960年には、ときの荒木万寿夫文相が同じく教基法再検討発言をくり返しており、③ さらには、教科書法案および地方教育行政法案と並んで国会に上程された「臨時教育制度審議会設置法案」（臨教審法案）は、とくに「臨教審」を設置することによって、そこで教基法の見直しをしようとするものであった。以下、これらの教基法「改正」策動をフォローしておこう。⁽⁵⁾

① 1956年2月22日、第24国会衆議院の内閣委員会・文教委員会の連合審査会において、清瀬文相は臨教審法案の提案理由説明を行い、ついでそれをめぐる論議が行われた。その席上、清瀬文相は、質問に答えながら、再検討されるべき現行教育制度上の問題が3つある、大学制度の問題、文部大臣の教育委員会・教職員に対する監督権の問題、道徳基準の問題、の3つだ、と発言し、とくに第三の問題にかかわって、教基法上の道徳基準をみても「日本国に対する忠誠」「家族内の恩愛の感情」等がないのは問題だ、と発言した。さらに、56年3月6日、同内閣委員会で臨教審法案が論議されたとき、清瀬文相は教基法再検討に関して再び発言し、教基法は「日本のうるわしき伝統を維持する点が薄

弱」である、「ともかくも国家、公けに対して忠誠」「父母、祖父母、先祖に対しては報恩の念」などの「わが国のうるわしき伝統」の尊重が欠けている、などとのべたのである。

② 1960年10月15日、第35国会の参議院文教委員会の席上、ときの荒木文相は、日本敗戦後の占領軍の占領政策は「日本をいかにして再び立ち上がらしめないようにするか」を基本方針としており、その方針に制約されて憲法・教基法ができています、だから「今日独立を回復しました全日本人の立場において」教基法を再検討したらどうか、教基法が制定されたのは「非常に制約された、意思表示の可能な範囲が狭い時期のことである」から、「もっと自由闊達に明朗に独立回復後の国民的な立場からも慎重再検討を必要とするであろう」等々の発言を行った。しかし、質問者の執拗な追及に対しても、荒木文相は、教基法「改正」構想の中身については、ついに具体的に明らかにしなかったのである。1961年2月15日の第38国会衆議院文教委員会の席上での論議でも、この点は同じであって、荒木文相は、山中吾郎氏の質問に対して、「成立しました当時の日本の置かれた立場」からみると「ほんとうに日本国民の良識を自主的に代表するような立場と雰囲気において基本法が制定されたとは思われない」とか、教基法の諸規定は「なるほど人類というか、近代的な国家の構成員を育て上げる意味においては一つ一つがもっともなことであると思われるが、もっと日本人みずからのものだというふうなびったりしたものが欠けておるのではないか」とか、さらには「私一個として、こうすればいい、ああすればいいという具体的な意見は、御披露すべき何ももち合わせておりません。検討すべき課題だということだけは（中略）そうではなからうかと思って申した」「よしんば、再検討の結果、現在の教育基本法寸分たがわずこのままでよろしいという結論が出たならば、それはそれなりにまたけっこう」などと、再検討が課題だとだけくり返し発言したのである。

もっとも、この席上での、山中氏の「大臣はたびたび『日本人的なよき日本人を作る』というような表現が（教基法には）ないといわれる。大臣の考えてい

るよい日本人というのはどういう人間像か」という趣旨の質問に対しては、荒木文相は、少しばかり具体的につぎのように答えている。

「よき日本人というのは、私は、日本人としてこの島国に生まれ島国に死んでいく、吉凶禍福、栄枯盛衰、ことごとくいわば運命共同体として存在しているのだという認識、そういう考え方に立って日本民族の今日まで歩いてきましたことを正確に知りつつ、世界の諸民族からも、少なくともやれ手先が器用で勤勉だ、正直だ、近代的良識を持った一億になんなんとする大民族だといわれておることは、うぬぼれでなしに聞ける部分がうんとあると思えますが、そういう諸民族から一応認識される程度の民族の一人であるという自分自身の自覚、そのことの上に立ってさらに前向きによりよき民族の一人として育てていきたいという願い、そういう意識を明確に子供たちに持ってもらうということも、一つのよき日本人としての要素であろうかと思えます。」

「日本的なよき日本人」なるものの中身を日本民族意識ないし日本民族運命共同体意識の形成だと説明した部分である。民族主義の意識形成論⁽⁶⁾である。一種の「愛国心の育成」論ともみられよう。そこで、山中氏は、この荒木文相の民族主義的愛国心の形成論を批判して、つぎのようにのべたのである。まことに的確な指摘だと思われるので、以下に紹介する。

「私は、愛国心というのはよい国を作る心が愛国心だと思うので、欠点のたくさんあるものを直していくというふうなものを含んでいなければ、ほんとうの愛国心とは思っていない。愛国心というものは作るものでなくて生まれてくるものだと思っておる。そこで私は、よい日本人というのは、現在の社会機構に欠点があれば、その欠点を直して、貧乏人のない、失業者のない、もっとよい愛する日本の社会を作ろうというのがよい愛国の精神に燃えた日本人だと思うのであって、現在の社会を肯定するのがよい日本人だとは思わない。従って、社会主義思想を持っておる人も、私は、日本の国をよくする精神から出ておるのであって、よい日本人だと思うのです」

このような愛国心論争が行われたのであるが、やはりここでも、教基法「改

正」案が具体的・積極的に示されるまでにはいかなかったわけである。

③ 教科書法案が上程されたのは、1956年初めの第24国会においてであった。56年3月20日の衆議院文教委員会において、その提案理由の説明が行われ⁽⁷⁾ている。地方教育行政法案の提案理由説明は、同年3月14日の同文教委員会で⁽⁷⁾行われている。これらと同時に第24国会に提出された10条からなる臨教審設置法案についての提案理由説明は、1956年2月22日の衆議院の内閣委員会・文教委員会の連合審査会において、清瀬文相および福田調査局長によって行われた。この臨教審設置法案のねらいは、国政への教育政策の従属を達成する、その方途を検討するために臨教審を設置する、ということにあった。この点は、清瀬文相の「内閣の諮問機関といたしまして、教育の制度及びこれに関連する制度を国政全般の立場から総合的に調査審議するために」臨教審を設置したいという提案理由説明、福田局長の「(法案第1条で)文部大臣の諮問機関でなく、特に(臨教審が)内閣の諮問機関となっておりますのは(中略)教育の基本的政策は、国の大きな任務であり、また教育政策は他の各省の政策とも深い関連を有しておりますので、総合的に検討される必要があるから」だという補足説明、等々から明らかである。それは「教育の基本政策を国政全般の立場から検討」する(福田局長の補足説明)ことをねらったものであった。

ところで、この臨教審設置法案について、1956年4月4日、第24国会参議院の内閣委員会・文教委員会の連合審査会に、参考人として出席し反対意見をのべたのは、ときの矢内原忠雄・東京大学総長である。矢内原氏の臨教審設置反対意見は、この法案のもつ問題点を相当明快に浮き彫りさせたものであった。その反対意見は、主に以下の3点からなるものであった。

第一。臨教審設置法案の第2条に「教育に関する現行制度に検討を加え」とあるが、現行教育制度の検討は中教審で十分にできることではないか。

第二。法案第3条には臨教審に国会議員10名以内を委員として入れるとあるが、これでは「教育政策から政党の色彩の影響をできるだけ除いて、教育という問題は国家百年の計であるから、教育の中立性と継続性、持続性を期する」

ことができないではないか。

第三。清瀬文相の説明では、臨教審での検討課題は、① 教基法「改正」、② 国家の教育責任の明確化、③ 大学制度、の3つとなるが、そのいずれも検討課題とすべきものではない。

矢内原氏はこの3点を指摘し、とくに第三の点については、以下のように述べたのである。⁽⁸⁾

教基法「改正」問題 教基法は「戦後における日本の教育憲法」であって「民主主義教育の根本を掲げておる」、親孝行、隣人への親切、国家への忠誠などは「民主主義であればできないか」といって、決して「そうでない」、かえって「戦争前においてはこのような道徳を民主主義に基かずに教えた、あるいは教えようとしたところにたくさんの無理なこと、あるいは形式的な上っつらだけのことなどがあ」った、「押しつけられた形の上での道徳はあ」ったが「実行が伴わなかった」、やはり「人間というものを理解し、人間を尊重するということが民主主義の根本であ」り、それから出た社会道徳、家庭道徳、国家道徳がなくてはならないということが「戦後における教育の大方針であ」る。このように述べた矢内原氏は、続けてさらに、以下のように指摘した。

「教育基本法によって民主主義的な人間の人格、観念を養成するということが最も急務であり、それに基いて、あとは特に言わなくても、親に孝行、国に忠誠ということが自然にできてくることである。(中略) それにわかに改正される。日本が自主独立の建前からいろいろ法制を再検討するという名のもとに教育基本法をも修正し(中略) 民主主義でないといわれる何かをつけ加えるということは、教育の基本をくずすものである。清瀬文部大臣が言われたことの中に、民主主義だけではいかんと、民主主義プラス何かが必要だというふうに言われております。そのプラス何かということが、私どもにとっては非常に危険に感ずる。そこにこの戦争前の国家主義というふうなものが顔を出してきますと、せっかく戦後始まりました民主主義の教育理念、教育基本というものがゆがめられ、水増しされ、あるいは力を失ってくる危険

がある。⁽⁹⁾」

教基法は戦後教育の基本に民主主義の思想を据えたものである、現下の教基法「改正」策動は国家主義の教育思想を復活させようとするもので、極めて危険な策動であると、まことに手厳しい批判を行ったものである。

教育に対する国家責任の問題 「戦争前においては、日本においては国家と教育があまりにも緊密に結びつきすぎ」ており「教育に対する国家の監督、指導というのが非常に力強く行われて」いたけれども、果たしてそれで「道徳的のバック・ボーン」を十分に具備した人間を作りえたか、むしろ「国の言うことなら何でも聞く、そういうふうな人間だけを作ること」になったのではないか、その反省から戦後は「国家と教育を、強くいいますと分離したわけである。このようにのべた矢内原氏は、続けてさらに、以下のように指摘した。

「教育の問題は、一般行政の事務の中で非常に特別な位置を持っており。というのは、政治の都合で朝令暮改、たびたび改めるべき事柄ではなくて、教育には（中略）中立性と持続性という、長い目で見て育てていかなければならない特別な任務があります。そこで政府の干渉、監督、指導から離れたところに、国民自身が教育について責任を持ち、関心を持っていくというそういう制度ができるわけでありまして。これが民主主義における教育の位置だと思っておりますが、日本では戦後の改革で、文部省はサービス機関となりまして、指導、監督の権限が大へん少くなりました。義務教育は、地方は地方の教育委員会がいたしますし、大学は大学の自主的な行政管理ということを主張いたしまして、文部省はサービス機関になった。これは戦前の官僚行政、官僚統治から見ると非常な変革でございました。」⁽¹⁰⁾

「しかるに今、それが一步を進めまして、文部大臣が教育を監督するような態勢を作り上げるといえば、教育の事業の、一つには中央集権化、一つには官僚的な統制という傾向が見えてきまして、そして教育という仕事に対して不適当な態勢ができるおそれはないか。」⁽¹¹⁾

「教育に対する国家責任を明確にする」という名目の策動は、戦後の教育の民

主義的管理の原則をくずし、戦前型の教育の中央集権的・官僚的な支配統制を復活させようとする策動であると、厳しく指摘したものである。

大学制度検討の問題 大学制度の検討というなかでは「大学の目的、任務、性格ということに触れて」臨教審に諮問しようとしているが、これは「非常に大問題」であって、これが「大学の自治、学問の自由というものに対してどのような影響が起ってくるかということ⁽¹¹⁾を心配いたす」と、このように指摘したのである。

総じて、矢内原忠雄氏は、今回の臨教審設置・3検討課題諮問は「民主主義国家における教育の根本理念に関係するのでありまして、ゆゆしいことだと思います⁽¹¹⁾」と、その反対意見を結んだわけである。

1950年代後半期の教科書法案制定の策動は、中教審がすでにあるのに臨教審なるものを内閣の諮問機関として特別に設置し、そこで戦後教育の制度・内容の全体的見直しをする、とくに教基法の規定内容についての再検討を迫り、そうすることによって教育政策を国政全般のなかに組み入れることができるようにする、等々の策動と深く結び合っていたのである。1980年代初頭も「国策に基づく教科書」作成がねらわれている点、注意を要する。

(3) 以上、主に1950年代後半期における教基法「改正」論議についてみてきたが、4点からそのまとめをしておこう。

第一。教科書内容論議がここでも教基法「改正」論議と連動していることである。より具体的にいえば、一つには、それは教科書法案の国会上程が教基法「改正」を意図する臨教審設置法案の国会上程と同時であったということにあらわれている。

第二。教科書内容論議と教基法「改正」論議、教科書法案の国会上程と臨教審法案の国会上程、等々がつねに連動しているということは、とりもなおさず、教基法が教育内容の編成原理をも内包し明示していることを示す。さもないければ、あえて教基法「改正」をするまでもなく、教科書内容「偏向是正」は可能だということになる。やはり教基法は、学校制度、教職員人事制度、社

会教育制度，教育行政制度などの制度編成原理だけでなく，教育内容そのものの編成原理をも規定しているのである。

第三。1950年代後半期の教基法「改正」策動は，しかし，80年代初頭のそれに比較して，なおその「改正」の中身は必ずしも具体的に固められるまでには至っていなかったことである。80年代に入ると，それは，「伝統の尊重」「愛国心の育成」「自衛心の涵養」を教基法の中に盛り込めという，極めて明確な中身をもった策動となっているからである。その後の1960年10月15日の荒木文相の発言でさえ，再検討の結果「このままでよろしい」となったら「それはそれなりにまたけっこう」というものであった。⁽¹²⁾

第四。さらに全体的にみると，教基法「改正」策動と連動する教科書法制定策動が「教育政策を国政全般の立場から検討する」という方針（臨教審設置法制定のねらい）のなかで生まれていることである。国政全般に教育政策を従属せしめるといふ，「教育の政治的中立」の原理を否定し去ろうとする，そうした政治的策動のなかで，教科書法制定・教基法「改正」の策動が生まれていることも，80年代初頭の教科書問題の場合と同じである。

(4) 教科書行政史の研究としては，私自身は，戦前・戦時・戦後の日本のそれをひろく考えているのであるが，ここでは，1950年代後半期の教科書問題について，しかも，この時期の教科書法案国会上程の策動が教基法「改正」策動と深く連動していたということについて，若干言及してみた程度に過ぎない。この50年代後半期の教科書問題についても，その発生過程，この問題を発生せしめた政治的・経済的・社会的な背景，教科書法案廃案後の事態の経過，等々について，相当に丹念にフォローしてみるつもりでいる。戦後日本の教科書行政史上に登場するいくつかの典型的な事件ないし問題について論究し，その教科書行政史のなかに1980年代初頭の教科書問題を位置づけ，この80年代初頭の教科書問題の特異性を浮き彫りしてみなくてはならないと思っている。なお，すでに本論文「Ⅱの1」で触れておいたことであるが，1970年代末の教科書検定の実態の分析も，急がなくてはならない。その実態が，80年代初頭の教科書

問題が発生する、その一つの要因となっていると思われるからである。

1950年代後半期の教科書問題については、これこそ戦後日本の教科書行政の転換の契機を形造った事件であるという意味合いから、さらに論及を続けなくてはならない。そして、この問題の発生・展開のプロセスをよりダイナミックに素描しなくてはならない。

しかし、1950年代後半期の教科書問題という場合、戦後日本の教科書行政史上では、1956年3月20日第24国会に教科書法案を上程するまでの問題よりも、この法案が審議未了で廃案になった(1956・6・3)直後の、文部省教科書行政の問題のほうが重大な意味をもっているのです。この教科書法案廃案後の教科書行政の問題についても、とくに検討を深めなくてはならない。そうしてはじめて、戦後日本の教科書行政史を特徴づける各種の事件の発生原因を深く知ることができよう。⁽¹³⁾

〔註〕

- (1) この教基法の教育内容についての「法的拘束性」の解釈については、かなり難解な問題があるように思われる。というのは、その拘束性は、いわば最低限ラインに関するものであって、平和・民主・人権の価値を否定するようなものであってはならないとするものと解されるからである。だから、この教基法の「法的拘束性」解釈では、かつての兼子仁氏の、憲法・教基法には勤労人民の生存権的要求が相当量定着しているから、その解釈については「後近代の方向にはかなりの流動性」があり「働く国民の価値判断も十分法規の〈わく〉内にある」という指摘が重要な意味をもつと思われる(兼子仁「教育法規の解釈のしかた」有倉遼吉編『教育と法律』新評論、1961年、64—65ページ)。
- (2) 詳細は、拙稿『教育基本法制と教科書問題』法律文化社・1982年、124—125ページ。
- (3) 同上、100—104ページ。
- (4) これらのことについては、同上書の第一章・第三章第一節を参照されたい。
- (5) 鈴木英一編『資料、教育基本法30年』教育基本法文献選集・別巻、学陽書房、参照。
- (6) このような民族意識の形成教育の危険性について、かの文部省著作社会科教科書『民主主義』は、以下のように指摘していた。その民族運命共同体論こそ、全体主義に通ずる民族主義の思想にほかならない。

「全体主義は、個人を尊重しないで、個人をこえた社会全体を尊重する。民族全体とか国家全体とかいうようなものを、一番尊いものとする。民族や国家は、個人をこえた全体として、それ自身の生命を持ち、それ自身として発展して行くものであるとする。そうして、すべての社会生活の目的は、そのような尊い全体を発展させ、繁栄させて行くにあると説く。全体がまず尊ばれるということは、部分の価値をそれに従属させるということである。社会全体の部分をなしているものは、個人である。だから、全体主義は、個人の尊さを認めない。個人は、全体のための犠牲とならなければならないと教える。戦時中の日本では、滅私奉公ということが盛んに唱えられた。個人の幸福、否、個人の生命をも捨てて、国家のために殉じなければならないという意味である。」(『民主主義』142—143ページ)

それによる民族主義思想の批判は、「個人の尊厳」の思想からのものであり、その意味で民族運命共同体思想が教基法制下の教育思想たりえないことを論証するものとなっている。

「なるほど、民族や国家はたいせつなものである。しかし、民族のひとりひとりが栄えないで、どこに民族全体の繁栄がありえようか。国民のすべてを犠牲にして、どうして国全体が発展する余地があるであろうか。民族や国家の繁栄といっても、その民族や国家に属するすべての個人の繁栄以外にはありえないはずなのである。それなのに、個人の尊さを否定して、社会全体を絶対に尊いものだと教えこむのは、独裁主義のからくり以外の何ものでもない。」(同上、143ページ)

「国家といい、民族といっても、実際には非常におとせいの個人から成り立っているものにほかならない。したがって、その構成員たるすべての個人の文化的、経済的な向上をはなれては、国家全体・民族全体の発展はありえない。それにもかかわらず、独裁主義が、全体の尊ぶべきことを説いて、部分たる個人に全体のためへの犠牲を求めるのは、全体の權威をかさにきて発せられる独裁者の命令をもって、国民をむりやりにひきずって行くためにほかならない。そこには、国民の個人としての自由と幸福とを奪っても、独裁者の計画を思い通りに強行しようとする底意がひそんでいるのである。」(同上、213—214ページ)

階級的対立(資本制社会)を内在させた民族について、その運命共同体性ばかりを強調する、そこにある底意をするどくあばいてみせた部分である。

- (7) 教科書行政史を概観している本項では、本来ならば、この教科書法案に関して、またその提案理由説明について、詳しくみるのが筋であろう。しかし、ここでのねらいは、教科書法制定をめざすような教科書行政=教育課程政策というものは、1950年代後半期か1980年代初頭かを問わず、つねに教基法「改正」策動を内包しそ

れと連動しているということ、これを示すことにあるので、この50年代後半に国会会上程された教科書法案そのものことについては(その一部は本論文「Ⅱの1」の10ページで若干言及している)、機会を改めて詳しく論及することにする。

- (8) 前出『資料、教育基本法30年』260—262ページ。
- (9) 同上、260—261ページ。
- (10) 同上、261—262ページ。
- (11) 同上、262ページ。
- (12) もっとも、1956年2月22日・同年3月6日の清瀬一郎文相の教基法「改正」発言は、いまだし具体性のあるものだといえるかもしれない。『「愛国心の育成」』『伝統の尊重』等を教基法に盛り込め」という要求につらなる発言だとも解されるからである。80年代初頭の要求に比較して、その特殊性は家族制度の復活につながるような教育要求を含んでいることにある。
- (13) これまでの私自身の戦後教科書行政史の考察にてらしてみると、戦後日本の教科書行政史を概観するためには、少なくとも以下のような諸問題が深く検討されなくてはならない。
 - ① 戦後教育改革期における検定制の成立理念について
 - ② 1950年代後半期における教科書問題について——教科書法案の国会上程を中心にして——
 - ③ 教科書法案廃案後の1950年代後半期の教科書行政について
 - ④ 家永教科書裁判の発生とその経過について
 - ⑤ とくに1970年代の文部省教科書検定の実態について
 - ⑥ 1980年代初頭の教科書問題について

なお、①の問題の考察を深めるためには、戦前・戦時の日本における国定教科書の内容および制度が検討されなくてはならないが、この検討は①の問題研究のなかで行うのがのぞましいと思われる。

国際的批判をどう受けとめるか

80年代に入ってから教育の右翼的再編(平和主義・民主主義・人権主義の教育の、軍国主義・国家主義・滅私奉公主義の教育に向けての再編)に向けての政策的策動は、たんに82年文部省教科書検定のなかでの「歴史の改ざん」指導にあらわれているだけではなく、さらにもっと深刻な中身で教育事実の地平にあらわれてきている。その事例の一つが、愛知県におけるいわゆる「新設校」教育の間

題である。この教育問題については、拙稿『教育基本法制と教科書問題』（法律文化社、1982年）の第4章論文のなかで、すでに若干言及したところであるが、この問題はもちろん今回の「国際的批判」の対象などにはなっていない。しかし、戦後教育の国家主義・軍国主義の教育への傾斜＝反動的再編の進行という点からみれば、ここにも極めて著しいものがあるのであって、到底見過ごすことのできない深刻さをもっている。

このことについて、「新設校」教育問題につき精力的に取材しその成果を発表し続けている『毎日』新聞記者グループの一人である有賀幹人氏が、拙稿『教育基本法制と教科書問題』を紹介する一文「愛知県下の特異な教育」(『週刊読書人』82年10月25日付)⁽¹⁾のなかで、以下のように指摘しているのである。

「学校現場を取材して、恐ろしいなと思うのは、管理主義と画一主義が、学校のすみずみにまで浸透してしまっていることである。子どもたちの持つ、豊かな想像力は、管理と画一の押しつけにより、無残にも、芽のうちに摘まれてしまっている。(中略) この画一主義と管理主義を象徴しているのが、教科書問題であり、愛知県の新設高校に代表される特異な管理教育である。(中略) 実は、教科書問題以上に深刻なのが、愛知県で横行している特異な管理教育である。新設高校の雰囲気を一言で言うと、教室では疑問を持つことは厳禁、与えられたことだけを反復練習して覚え込めばいい、といったものである。『見ザル、言わザル、聞かザル』人間を育てる教育が、『大学に入るために』という理屈で、正当化されている。悪いことに、大政翼賛会的な風土の中で、批判派は徹底的に排除されてしまっている。」

有賀氏によれば、「新設校」教育問題は「教科書問題以上に深刻な」問題なのである。それほどまでに深刻な問題であるなら、しかもその「新設校」教育がめざすところが自民党国政に従順に服従しつつ、やがてその積極的な支持者にしていくこと(そのような人間の形成)にあるとするなら、日本軍国主義復活の危惧から発している「国際的批判」を受けとめるに際しては、私たちは、少なくともこの「新設校」教育問題を射程に入れておく必要があるということにな

ろう。

そうだとすれば、いよいよもって、80年代日本では「平和的・民主的・文化的な国家・社会としての日本の積極的な形成者の育成」⁽²⁾をこそ教育の根本課題としなければならない、この道こそ「国際的批判」に真に正しくこたえる道となるのではないか。つまり、「歴史の改ざん」部分の修正をうちに含んで、その範囲を超え出て、教基法制の精神のより全面的な貫徹をめざすことこそ、その道となるのではないかと考えられる。

この有賀氏の「愛知県下の特異な教育」が、また、「新設校」教育を管理主義と画一主義の教育としてとらえながら、以下のように警告していることをも紹介しておこう。「ファシズムは、『御上』の言うことを無批判に受け入れるという土壌が完成してからはじめて、善意の顔をしてやってくる。今、愛知の新設高校が作り出そうとしている人間は、ファシズムを迎え入れる先兵の役割を果たす人間である」という警告がそれである。「新設校」教育に象徴される1980年代日本の教育の危険な傾向を、まことにするどくえぐり指摘したものとみられよう。⁽³⁾そうだとすればいっそう、私たち自身としては、日本の軍国主義・軍国主義教育の復活に国際的批判が向けられているかぎり、この「新設校」教育への批判をさらに徹底させなくてはならない。

〔註〕

- (1) 有賀幹人氏による拙稿の紹介文は、また、拙稿そのものについては「本書の提起している課題は重苦しいが、極めてタイムリーであり、重要である」と書いている。一言で「重苦しい課題を提起」との書評であるが、どのような意味を込めて重苦しい課題を提起したものというのか、その意味が必ずしも分明でない。
- (2) この教基法第1条の規定は、こんにちいっそうその価値を増しているのであって、深く検討するに値する規定である。前出『教育基本法制と教科書問題』を参照されたい。
- (3) この「新設校」教育の問題に関しては、その後さらに、『毎日』の連載記事「教育を追い、かわる高校〈84〉」以下がレポート「強まる管理」のなかで取材している(1982年9月22日付より同年10月9日付まで、都合14回)。別の機会に整理し紹介する予定にしている。

第3節 1982年文部省検定に対する 国際的批判の経過等 (1)

—1982・6・26～'82・8・5—

はやくも82年6月末に国外からの批判を浴びることになったものは、82年文部省検定であった。この82年文部省検定への国際的批判が日本の政府・文部省のどのような対応を生むことになるのか、いまなお流動的な部分もあるが、以下、国際的批判の経過等を丹念にフォローしてみようと思う。

* 以下のフォローは、『朝日』『毎日』等の新聞報道によっているが、最近になって神戸学生・青年センター出版部『教科書検定と朝鮮』1982年9月25日発行、『中国研究』日中出版・1982年10・11月号、等々が出版され、より仔細に正確にフォローすることができるようになってきている。その他の方法をも考えているが、今後順次に補正を行っていく予定にしている。

6・26 中国の新華社通信がはやくも「文部省の検定は、日本の中国侵略を粉飾するため歴史を歪曲したという声が強い」と報道。

「歴史の歪曲の事例」として指摘したのは、① 1894年、日本の艦隊が中国の海軍に不意打ちをくわせたのに「日本と清朝の間の海戦」と変えた、② 1931年9月18日、日本陸軍が中国の東北（満州）に侵略したが、これを「日本軍による南満州鉄道の一部地点爆破」と記述した、③ 1937年の「日本の中国への全面侵略戦争」を「全面侵攻」と変えた、など。

6・30 中国共産党機関紙『人民日報』が「文部省の検定によって、歴史の真相は歪曲され侵略戦争を行った日本軍国主義が美化されている」と批判。

「文部省は、戦争責任をぼかし、日本が過去にやったことを正当化させる方向に改めさせようとしている」と指摘し、1937年の南京大虐殺について原稿本と検定後の見本本とをくわしく対比して、「南京占領のさい、日本軍は中国軍民多数を殺害、強姦、略奪、放火を行い、南京大虐殺として国際的非難を浴びた。中国人の犠牲者は20万人にもものぼった」となっていたのが、中国人の犠牲者数

の記載がなくなり、強姦・略奪・放火などの記載もなくなったと指摘。

7・14 日本向けモスクワ放送が「歴史の偽造」と題する論評を伝える。

文部省の検定は「軍国主義と大国ショービニズム（排外的愛国主義）を基調とするイデオロギー洗脳工作」だ、歴史の歪曲のねらいは「軍国主義や民族主義の思想を青少年が素直に受け入れるよう仕向ける」ことにある、「人民日報の記事およびこれに類する報道や解説記事は、東アジアの諸国民が日本での軍事化傾向の台頭に鋭い警戒の目を向けている証拠である」等々の批判を展開。

7・20 中国『人民日報』が短評「この教訓を必ず銘記せよ」を掲載し、文部省検定を公式に批判。

日本軍による南京大虐殺について「中国軍が頑強に抵抗したため日本軍が憤激したなどと、文部省は責任を侵略に抵抗する中国軍に押しつけた」、日本軍の華北侵略を「進撃」に変え9・18事件（満州事変）を「日本軍が南満州の鉄道を爆破した」とあっさり片付けている、「日本文部省のこのような改ざんは、中国人民の大きな憤激を招かざるを得ない」などの批判を加えた。合わせてこの短評は、日本軍国主義の侵略拡張政策が、中国、東南アジア、日本人民に大きな災厄をもたらした史実を尊重し、それをのちの戒めにしてこそ、日本と中国を含む諸国との強固な友好を築ける、とのべる。

7・20 韓国『東亜日報』が「韓日関係に赤信号」と批判。

韓国のマスコミは「過去の軍国主義、植民地主義を合理化するもの」「歴史の美化、偽造」等々と、大々的に批判を展開。現韓国憲法の前文に記載されている3・1独立運動が「暴動」と表現され、神社参拝が「強制」でなく「奨励」となり、日本への「強制連行」が単に「徴用令の適用」となったのは、「植民地支配を正当化するもの」だ、「表現の改定は日本政府の意図のあらわれ」「韓日友好は日本が韓国に対する過去を反省することが前提になるべきだ」などと批判。

7・22 韓国の文教省が「日本の教科書の分析・検討のうえ、必要なら日本政府に公式に修正を求める」という方針を決定。

7・22 中国の新華社通信が「中日共同声明と中日平和友好条約の精神に

違反」と指摘。

7・23 新華社通信が、中国教育学会会長、中日友好協会副会長、中華全国学生連合会主席、中華全国青年連合会主席代理、の4名の抗議談話を掲載。

董純才中国教育学会会長は、中国への侵略を「進出」としたことに「大きな憤激と強い抗議」を表明し、「日本文部省の、日本の中国侵略の歴史を書き改める行為は中国人民に対する挑戦であるばかりでなく、広範な日本人民に対する欺まんでもある」と、極めて強い調子で批判。

7・23 小川文相と楨枝日教組委員長が会談。

この席で「国際的な問題にもなっており、文部省としては真実を曲げないよう反省してほしい」と楨枝氏が迫ったのに、小川文相は「外交問題といっても、内政問題である」とのべ、中・韓両国の批判を内政干渉とする立場から突っぱねる。

7・24 北京各紙が日本文部省検定に対する批判論評を一斉に掲載。

『人民日報』が「日本が中国を侵略した歴史の改ざんは許されない」、『光明日報』が「歴史の事実の改ざんは許されない」、人民解放軍機関紙『解放軍報』が「歴史を尊重してこそ、友好に発展がある」、全国総工会＝労組＝機関紙『工人日報』が「中国人民の憤り」、共産主義青年団機関紙『中国青年報』が「巧妙な改ざん、有害な行為」等々の見出しを掲げて。

このうち『人民日報』の批判は、「文部省の教科書検定は内政問題である。しかし日本の中国、東南アジア侵略は内政ではなく、侵略の歴史もまた内政ではない。侵略を『進出』といい、南京大虐殺を中国軍の抵抗の結果だとするのは日本の若い世代をあざむくものであり、中国人民に対する最大の侮辱である。中国と中国人を敵視し、中日友好関係をそこなうのがなぜ内政と言えるのか」という手厳しいものである。小川文相の発言に対しては「日本にこういうことを述べる人物がいるとは、全く驚くべきことである」と批判し、「中国人民には、日本の一部の人たちが、かつての侵略の夢に浸っているのではないかと疑う権利があるし、文部省にこの点について釈明を求める権利がある」とのべ

る。

24日付の中国各紙は、小川文相の「内政問題」の発言に接して、「セキを切ったように」一斉に論評を掲載したが、この点を『毎日』82年7月25日付はつぎのように解説した。中国各紙が「ついに大キャンペーンを張らざるを得なくなったのは、日本軍国主義の美化をはじめとする『逆流』勢力が一部とはいえ、日本の中に存在し、それが再び頭をもたげてきたことに対する警戒心が中国にはあるからである。中国にしてみれば日中間の戦争状態を終結させたのは10年前日中共同声明の中で『責任を痛感し反省する』と日本側が認めたためである。そして4年前には日中平和友好条約で『共同声明に示された諸原則が厳格に順守されるべきであることを確認し』と改めて共同声明の履行を双方が確認した経過がある。ところが今回の日本による『歴史のわい曲、改ざん』は日本の『有言不実行』を証明するばかりでなく、国交正常化の大前提をも無視したものである」と。

日本軍国主義の復活をはかる「逆流」勢力の台頭を指摘したもの。

7・24 韓国政府が日本文部省検定の歴史記述について、在日韓国大使館に報告書を提出するよう訓令。松野幸泰国土庁長官の「教科書記述についての韓国の注文は、場合によっては内政干渉になる」との発言の背景をさぐるよう訓令。

7・24 中国教育労働組合の方明議長が文部省検定による中国に対する日本軍国主義の侵略の歴史の歪曲を批判。

批判談話のなかで「文部省は小中学校の教科書検定に当たって中国人民の感情を逆なでし、中国侵略の歴史をゆがめ、日本軍国主義を美化している」とのべる。

7・26 『毎日』が社説「過去に学ぶ教科書こそ必要」を掲げ、文部省の検定・対応を批判。

社説は、「中国や韓国の非難は、国内世論に耳を貸さない文部省の政策が招いたものである」としたのち、「重要なことは、高校教科書においてさえ、過去を

覆い隠そうとする教育者の意識である。まさに国民を愚民化するものだ。そのような方法では、民族の誇りをつちかうことは決してできない。個人の過去と同じように自国の過去を知ることが、人間の権利であり、それなくして国民の尊厳はありえない」と痛烈に批判。

7・26 中国政府が日本政府に公式抗議するとともに善処を申し入れ、ついに両国間の外交問題に発展。

中国外務省の肖向前第一アジア局長が在北京日本大使館の渡辺幸治公使に対し「中日共同声明と平和友好条約の精神に反する。中国政府は日本政府が中国の立場に留意し、誤りを正すよう切望する」と、はじめて外交ルートで正式に申し入れ。肖局長は「文部省の検定で日本軍国主義が中国を侵略した歴史事実を改ざんが行われた」と指摘し、その事例として、① 華北侵略を「進出」に変えた、② 中国に対する全面的な侵略を「全面的進攻」とした、③ 9・18事変を「日本軍が南満州鉄道を爆破した」とした、④ 南京大虐殺を「中国軍の激しい抵抗を受け激怒した日本軍が」とした、の4点をあげた。

7・26 中国英字紙『チャイナ・デーリー』が「日本文部省は史実を歪曲」と批判。

そのなかで、さらに「1、日本の侵略は中国と東南アジアの人民にはかり知れない災難をもたらし、日本人民もまた、戦争維持のために高い代償を払った。侵略は割の合わないものであり、これは銘記すべき教訓である。1、不幸にも、日本のひと握りの軍国主義者は、日本の若い世代に自らも銘記すべき教訓を忘れさせることを意図して、故意に歴史的事実を歪曲した。1、日本軍国主義者が中国を侵略してから45年たったいまなお、かつての『大東亜共栄圏』をなつかしむ人物が存在するという事実は、両国人民が決して無視できない兆候である」と批判。

7・26 韓国政府が首相の主権で対策会議を開く。小川文相らの「内政問題」発言が強い反発を呼び、夕刊各紙がこれを伝える。『東亜日報』が「日本の教科書わい曲で政府対策を検討」「日本歴史のわい曲、うごめく国家主義への復

帰」の見出しを掲げる。

7・26 韓国与党の民正党が検定の歴史記述と一部閣僚の「内政干渉」発言に対して、声明「教科書の内容については日本政府が是正するものとその良識を信じていたが、一部閣僚の“妄言”に接しては、はなはだ遺憾に思う」「妄言が事実であれば真の韓日友好親善のため取り消すよう望む」を発表。

同日、韓国第一野党の民韓党は、日本の一部閣僚の「内政干渉」発言に対し「日本政府当局の教科書のわい曲が、新しく育つ世代に軍国主義の亡霊を正当化しようとする陰謀の一環でないことを望む」と皮肉を込めて批判。

7・26 ソウルに「日本人の利用お断り」の食堂があらわれる。

7・26 朝鮮民主主義人民共和国の労働党機関紙『労働新聞』がはじめて検定問題を批判。

批判の要旨——3・1人民ほう起が「暴動」に、「強制徴用」が「自発的なもの」に、「日本語が共通語だった」に、事実と反する叙述がされたのは、日帝の朝鮮侵略を美化するためだ。日本政府当局者が教科書を改訂して、新たに育ちゆく世代にわい曲した歴史を教えようとするのは、日帝の侵略政策を美化粉飾し、若い世代に軍国主義侵略思想を注入するのが、目的だ。これを通じて日本政府当局者は、自ら唱える侵略的な「日韓運命共同体論」を合理化し、南朝鮮に対する再侵略の野望と「大東亜共栄圏」の昔の夢を実現するため、思想的準備を進めようとしている。

7・26 外務省首脳が「わが国は過去の歴史を反省し、中国、韓国と国交を回復した、というのが基本である」から、「この問題の表現は事実として記述されるべきだ」と、文部省検定を批判。

7・26 韓国歴史学界が「日本とアジア人の永遠の敵対関係をあおる愚かなやり方」と、歴史歪曲を批判。その背景について金元竜ソウル大教授は「①日本は終戦後だいぶたっているので侵略に対する罪悪感が薄れてきた、②経済大国としての地位向上から歴史をねつ造してもよいとの自信感が社会に充満している、③自らの罪悪を次の世代にまであえて伝える必要があるかとい

う気持ちになっている」などの点をあげ、趙漢翊ソウル大教授は「どんなことがあっても歴史だけは事実通り記述し、伝えねばならない。韓日合併が日帝の銃剣による侵略政策によるものということは日本の史家も認めている。過去の事実をゆがめようとする日本政府の底意は、単なる過ちを美化する意図を超えた底意がうかがわれる」と批判。

7・26 鈴木勲初中教育局長が「申し入れの内容を十分検討したうえ、ご意見には謙虚に耳を傾けるとともに、必要に応じて中国政府に十分説明していきたい」と、正式コメントを発表。また、「従来から公正な立場で検定を行っている」から「検定の基本的方針、制度を変えるということではない」とのべる。

7・26 小川文相が9月10日から10日間、訪中することが確定。

7・27 政府が外交関係を損なわぬよう日本側の立場と真意を説明して、了解をとりつける方針を確認。

鈴木首相が「正式に申し入れがあったのだから、検定の制度や内容について外務省の協力を得て文部省が誤解のないようよく説明、真意を伝えて理解を求めるようにしなければならない。外交問題として発展させないようにしないと」とのべ、教科書検定問題と外交問題とを切り離して対処するとのべる。

閣議後の記者会見で、松野国土庁長官は「日教組の左の連中や左派勢力が外国と結びついて歴史の事実を曲げて国内の混乱を招くのは困る。一体、他国が気に入らないからといって歴史の事実を曲げてまで気に入る教科書に直したという例が外国にあるか」（この部分は閣議内発言）、「教科書検定のいい悪いは、国民が議論すべきことである」「外国の例については『侵入』などというのに、日本のことになると『侵略』という言葉が使われる。しかし、あの時点では『侵略』という言葉はなかった。当時は“聖戦”であり、『侵略』は戦後になってからの言い方だ。いきなり『侵略戦争』というのは、歴史の事実をゆがめることになる」「『侵略』など、われわれの祖先が悪いことをしたように言うと、祖先を信頼しなくなる。そういう考えに結びつくことを警戒している」などとの

べ、中川科学技術庁長官は「この問題への抗議は筋違いだ」という主旨で「歴史的事実の表現を変えただけで、なぜ抗議されなくてはならないのか。公正な機関で妥当だと考えてやったことで、政府が介入したわけではない」と発言。

7・27 自民党が文教会(石橋一弥部会長)と文教制度調査会(海部俊樹会長)との合同会議を開き、文部省の対応を注視していくことを確認。

会議の席上、「検定制度は正しく機能しており、客観的、適切な表現がほどこされている」「教科書問題は、あくまで国内問題だ」など、検定後の表現が妥当の声、中韓両国の批判に対する疑問の声、などが出る。

同日の自民党役員会でも、三塚博自民党文教会教科書問題小委員長が「検定はわが国の伝統、文化、歴史を踏まえて行われており、ああいう表現になった。是正を要求されたくだりについては改めずに、中国、韓国の誤解を解くよう党としても全力をあげたい」とのべ、「他国から批判されたからといって記述を再修正すべきではない」「この際、他国の要求で再修正に応じたら、文部省の検定制度を根幹からくつがえすことになりかねない」という意見が大勢を占めた。しかし「これは思想の問題で、甘く考えてすむものではない。まじめに受けとめなくてははいけない。いずれにしても日中共同声明に忠実であるべきだ」という意見も、党内の一部に出るに至った。

その後の『朝日』82年7月30日付は、「海外からの指摘がなければ、野党など国内の批判では身にこたえない体質でもあった」自民党のなかに、国際的批判が「対立」をつくり出していることを分析してみせた。1980年代初頭の教科書内容「偏向」キャンペーンは、一見一枚岩に固まった自民党によってごり押しされたようにみえて、実はそのなかに矛盾をかかえてのキャンペーンであった。このことを国際的批判が一定程度まで明るみに出したわけである。「ハト派の意見は概して声の大きなタカ派の前に薄れがちである」としてもである。自民党内ハト派議員の発言事例。「過去の過ちを二度と繰り返さないためにも、子どもたちに史実を語り伝え、平和への決意を何度も確認する必要がある。これはむしろ誇りにすべきことであり、屈辱感の再生産ではない」(文教族中堅議

員)、「中国や朝鮮半島，東南アジアで迷惑をかけた，と心の底から思っている。あれから40年近く，被害国と関係修復を重ねながら，日本はここまで発展した。確かに日本自身で決めるべきことだが，中国や韓国にも，ものを言う理由がある」(藤波孝生氏)。「これまで日教組憎しの一念で，偏向教育是正に取り組んできたが，これを機会に教育の中立性という観点から頭を冷やして考えてみたほうがよいのかもしれない」(谷川和穂自民党副幹事長)。「中国が最近の日本の動向に危惧を持ち始めているのは確かだと思う」「中国には，日本がレーガン戦略に乗りすぎている，との不満があるのでは」等々の意見さえ出ているが，それでも「かといって，抗議を受け入れて検定し直したりすれば，それこそ内政干渉問題につながる」という消極論に落ち着いてしまう。自民党の内部矛盾がよりするどく噴出するのは，いまま少し後のことである。

7・27 野党，事態を重大視。日教組，見解を発表。

社会党は，教科書検定が自民党の圧力でゆがめられているとして鈴木首相に抗議の申し入れを行うこと，国会で政府の姿勢を追及すること，を決定。公明党正木政審会長は「① 外交問題に発展したことで，自民党が介入した検定の問題性が明らかになった，② 他国とのかかわりのある歴史的事実には虚構やゆがみがあってはならない，③ 日中戦争についての記述で『侵略』を『進出』と変更したのは誠に遺憾だ」との談話を発表。民社党永末国対委員長は「外交上好ましくない事態であり，重大な関心を持っている」と表明。共産党松本国対委員長は「侵略された国が問題にするのは当然だ。侵略戦争の美化や軍国主義の復活につながる文部省の姿勢を国会で追及する」と厳しく批判。

日教組は，「文部省の検閲的検定に対する中国，韓国，朝鮮民主主義人民共和国，東南アジア諸国からの批判は，たんに教科書の記述に対する抗議にとどまらず，日本の軍事大国化に対する重大な警告である」として，是正措置を求める，との見解を発表。

7・27 中国の姫鵬飛国務委員(元外相・副首相)が文部省検定は「歴史をわい曲するもので，絶対に同意できない」と，日本政府が検定を正すよう要

求。

姫元外相は、「人民を教育して、両国関係を発展させるべきなのに、文部省は歴史をわい曲した。中国の広範な人民大衆は、日本文部省のやり方に憤慨しており、絶対に同意することはできない」とか、日中復交時の共同声明に日本側が過去の戦争への反省を明記したことを挙げて「日本文部省が検定を内政問題と主張するのは正しくない」などのべて、小川文相の発言を批判した。

7・27 韓国政府が、日本の高校歴史教科書の韓国関係部分のわい曲、日本政府の一部閣僚の発言問題、をとりあげ、「今後の日本政府の対応を見守る」旨決定。

7・27 韓国で日本の教科書検定問題と一部閣僚の発言を糾弾する初めの集会。ペンエル教会の信者約600人が参加し「日本教科書の歴史のわい曲ねつ造、在日韓国人の差別待遇」などを糾弾する決議文を採択。

韓国の新聞・テレビも連日、日本批判の報道・社説を掲げ、大々的キャンペーンを展開。ソウル市内の食堂に「日本人出入り禁止」の張り紙。

7・27 『毎日』の「国際的波紋よぶ教科書検定問題」は、中国の批判が主に1937年の日本軍による南京大虐殺をはじめとする中国への侵略についての記述に、韓国の批判が1919年の3・1独立運動や日本植民地時代の圧制についての記述に、それぞれ向けられているが、これらの「記述のほとんどは、文部省の検定によって書き直されたものだった」として、つぎのような事例を示した。

| | 原稿本 | 行政指導 |
|-------|------------------------------------|--|
| 南京大虐殺 | 南京を占領した日本軍は、多くの非戦闘員を虐殺し国際的な非難をうけた。 | 南京事件の真相は不確定。混乱した異常事態の中であることがわかるように書くこと。また犠牲になったのは軍人も含むことを踏まえて書くこと。(修正意見) |
| 日中 | 国民政府と共産党の抗日統一戦線が成立し、日本の侵略に対抗し | 他のところでは“進出”という言葉を使っているのに、ここだけ |

| | | |
|-------|---------------------------------|---|
| 戦争 | て…… | “侵略”はおかしい。また自国の教科書として“侵略”という言葉はどうか。(改善意見) |
| 強制連行 | 朝鮮人・中国人を日本本土に強制的に連行し、鉱山などで酷使した。 | 当時、朝鮮は日本の領土であり、国民徴用令を適用したもので、強制的とはいえない。(修正意見) |
| 三独立運動 | 日本の軍隊、警察の弾圧で朝鮮人7,000人以上が殺され…… | 軍隊、警察により暴動はきびしく弾圧された。(改善意見により書き改め) |

高校「日本史」教科書につき出版労連が調べたところによる、と出所を示し、さらに「こうした検定の背景には、一昨年(1980)来の自民党の教科書“偏向”キャンペーンがある。とりわけ『国を守る気概』(愛国心)教育を強調したことから、検定の場でも、明治憲法や戦前の軍国主義政策を批判した記述に『暗い面を強調しすぎるな』と厳しくチェックする姿勢をとっていた」と、その背景を明らかにしている。

7・27 『朝日』社説「ためされる歴史への姿勢」が政府・文部省のごう慢な姿勢を批判。

社説はまず、文部省は「教科書検定は客観的かつ公正で、適切な教育的配慮を求めただけである」との態度をとり、一部閣僚は「場合によっては内政干渉にもなる」と発言し、かえって反発する気配を見せているが、このような「ごう慢な姿勢では、かつて日本の支配下におかれたアジア全域の国々にまで、非難と抗議の声は広がるに違いない」という。そして、「事実を事実として認識するかどうかは、これら外国との関係以前に、まず教育の本質にかかわる問題として重要である。次代の日本人が、過去について間違った知識をもつ人間に育つことは、そのこと自体が耐えられない国民的苦痛とってよかろう」と指摘し、また「もともと日本の過去のあやまちも、科学的真実から遠い間違った認識を強制する教育によって生まれた」のだと、まことにするどい指摘を行っ

たのである。

また、『朝日』82年7月28日付は、「日本教科書批判，近隣諸国の新聞論調」を特集・紹介している。そのなかから，台湾『連合報』6月29日付，韓国『中央日報』7月26日付の2つについてみておこう。

上記『連合報』より。「現在，日本の支配層は，経済の繁栄に酔いしれ，過去の日本の中国侵略の罪悪についてもなんら反省することなく，故意に史実を改ざんして，戦前の軍国意識を復活しようとしている。このままでは，(中略)日本国民は政府の計画的な『洗脳』のもとで，野心家たちに再び利用されることになりかねない」と，文部省検定は軍国主義思想の再形成をねらったものだと断じながら，つぎのように警告した。「ただ，日本政府と人民は，日本がもはや戦前の侵略の道を歩むことはできないということを知るべきだ。世界は変わり，時代も変わった。アジアはもう植民地と弱小民族の地域ではない。帝国主義の古い夢を追うものは，アジア・太平洋地域の新興国家と人民の反撃を受け，徹底的な失敗を味わうだろう。日本帝国主義はかつて日本を亡国の危機に追い込んだが，再び帝国主義に走るならば，日本の将来は真に滅亡することになる」と。このような警告は，軍国日本の再侵略の開始の危険をつよく感じていることから生まれているのであろう。「われわれ自身も日本問題をもっと深く研究し，いざという時に備えるべきである」(傍点，引用者)と結んでいることから，知られよう。

上記『中央日報』より。「最近日本では，極右保守主義者らの存在と，その発言権がはっきりと浮上し，復古ムードが澎湃^{ほうはい}とし，軍備増強論でみられる軍国主義復活の兆しがあることを大きく注目したい。こうした雰囲気なかで，彼らが過去の帝国主義的な侵略の歴史に対し『悪』と認めた態度を『善』に覆すこと自体はさして意外なことではないかもしれない。それは日本が敗戦国という立場からつけていた仮面をかなぐり捨て，軍国主義的・国家主義的正体をむき出したことにすぎないからである」。ここでは，日本の軍国主義的・国家主義的な正体のあらわれとして文部省検定をとらえるまでにいっており，「軍国

主義復活の兆しがある」ということも、すでに軍国主義が復活しつつある、その事実を証明するに足りる「兆し」があるという意味であろう。そして、「疑いの余地のない日本の膨張的な軍国主義ムードの復活に対し、われわれなりに長期的な対応策を講ずべきである」と結び、復活しつつある侵略的＝膨張的な日本軍国主義への「対応策」を問題にするまでにいっている。

7・28 渡辺幸治公使（在中国日本大使館）が日本政府の訓令により尙向前アジア局長（中国外務省）に政府回答を伝える。

回答内容は、① 過去の戦争に関する日本の認識は日中共同声明の前文にある通りで、この認識は今も少しの変化もない、② 学校教育においても、この認識が正しく反映されるべきは当然と考えているが、中国政府の申し入れに関してはこれを謙虚に受け止めたい、③ 検定制度等については東京で文部省から説明する予定である、とするもの。

7・28 香港の学生団体（香港大学、香港中文大学などの学生自治会）が教科書検定問題で抗議声明を発表。

7・28 米紙『ワシントン・ポスト』が日本の教科書問題について、中国が正式に抗議、さらに韓国、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）も批判していると報ずる。

7・28 ソ連国営タス通信が「対中侵略の時期から教訓を導き出すことを日本側に求めた中国の呼びかけは幼稚」と批判。

タス通信は、日本の教科書検定に対する中国の抗議を「幼稚」とする理由につき、「帝国主義者は中国人民の民族感情や尊厳など全く気にしなかったし、いまも気にしたりしないからだ」とのべ、さらに「西側と対等になってその仲間入りをしようと努めている北京指導者は、帝国主義者の対中関係は常に不平等であったという歴史の教訓を忘れている」「歴史教科書のケースは、日本の猛烈な軍国化が将来、北京が考えているように、ソ連だけに向けられるものではないということを改めて示している」と中国に警告。

7・28 文部省が中教審教科書小委員会の起草委員による会合を当分延期

することを決定。

教科書小委員会は、7月15日の会合で事実上審議を終了し、7月29日の起草委員会で秋に予定している小川文相への答申原案（教科書制度「改正」案）の作成を行うことになっていたもの。

7・29 鈴木勲文部省初中教育局長が王曉雲駐日中国公使に、教科書は民間の発意に基づいてつくられ国の関与は少ない、学校教育でも日中共同声明の精神に十分配慮している、などと説明。王公使が「今回の説明は賛成しかねる」と不満を表明。

鈴木局長は、① 国の教科書検定制度は民間で著作・編集された図書を教科書として適切であるか否かを審査するにとどまる、② 検定に際して国が付す意見は、参考意見であり、具体的対処は著作者の創意工夫にゆだねている、③ 今回問題になっている「侵略」を他の表現に改めたことについても、この制度の中での結果である、などと説明し、これに対して王公使は、① 今日の説明は賛成しかねる、今回の改訂は政府の意思によって、最終的には政府によってなされたと考える、② 検定は共同声明と条約の基本的精神に反していると思う、③ この説明は人々を満足させるわけにいかないし、到底認めるわけにいかない、とのべる。

7・29 新華社通信が論評「誠意は行動で示されなければならない」を發表し、7・28、7・29の日本政府の回答に「責任を回避するもの」とつよい不満を表明し、「中国人民の感情を害する個所の書き換え」など、具体的な行動を要求。

7・29 中国総工会機関紙『工人日報』が「歴史の改ざんは許さない。せいぜい惨きわまりない南京大虐殺」と題する写真特集を組む。

その特集の「編集者の言葉」には、「日本の文部省は最近の教科書検定に際し、日本の中国侵略を「進出」と書き改めた。この歴史を改ざんする行為は中国人民の激しい怒りを巻き起こしている。歴史を振り返ってみれば、すべての中国人は、日本軍国主義が中国に対して起こした侵略戦争によって中国人民に

多大の災難を与え、千万をもって数える中国の若者がその犠牲となったことを
けっして忘れてはいない。(中略) 南京大虐殺から45年、この歴史的悲劇を繰り
返さぬため、中日両国は日本の中国侵略の真相を子供たちに語り伝える責任が
ある。このようにして、初めて中日両国人民は真に子々孫々に至る友好を結ぶ
ことができる」とある。

7・29 韓国政府は日本の教科書問題について、28日に日本外務省の説明
を受けた結果、日本の自主的な是正を促す方向で問題の解決を図る方針を固め
る。

7・29 参院文教委員会での野党の追及に対し、文部省が「記述を元に戻
すことは認めない」方針を明示。

野党各党の「戦前の軍国主義の歴史に関する表現が次々にあいまいなものに
改められている検定には、文部省の強い意図が働いている」との追及に対し、
小川文相は、表現の改訂が行われたのは、ごく一部の教科書の中の一部の用語
だとし、教科書全体の記述を十分説明すれば理解は得られる、との考えを示し
た。また鈴木局長は「教科書会社から訂正の申請があっても、記述を元に戻す
ことは認めない」との方針をのべる。

この集中審議のなかで、文相・文部省の側は、① すべての教科書が憲法の理
念、平和主義、日中平和友好条約についても十分記述している、② 検定の仕組
みや文部省の姿勢、個々の問題について真意を時間をかけて説明すれば、終極
において友好関係を損なうことはない、との基本的立場を明らかにした。

82年文部省検定に対する国際的批判は、「歴史の改ざん」の修正を要求す
るという形をとってはいるものの、80年代日本の教育政策の根幹に触れる
内容もっている。しかし、文部省サイドは、82年文部省検定に表出した
教育政策を根本的に見直すつもりはまったくなく、「一部の教科書の中
の一部の用語」が批判を受けているのだと、批判を極端に矮小化して解釈し、
しかもその記述修正の意思がないことを、ここで明確にしたのである。文
部省は「真意」の説明を強調しているが、いうところの「真意」の中身は

いったい何であるか。

『毎日』82年7月30日付でさえ、「問われているのは、わが国の対中、対韓姿勢、広くいえば対アジア外交そのものの基本姿勢だといえる」と、批判が日本の国政の基本に触れることを指摘している。

7・29 野党が一斉に「検定制度の改善」をめざして対応を強化。

今回の問題を引き起こした原因が「検定基準もはっきりしない密室検定」にあるという見方では各野党がほぼ一致しており、外交問題になったことから検定制度の改善を迫って行く構えを見せる。教科書検定強化を「防衛力増強、憲法改悪の動きなどと連動した右傾化の一環」とみている社会党は、① 緊急措置として、これから出版される教科書の表現を「進出」から「侵略」に戻させる、② 中長期的には検定制度の違憲性を追及し改善させる、などの方針を確認。公明党は問題となった教科書の検定やり直しを要求し、検定のあり方についての提言を早急にまとめることを決定。共産党は当事国との友好・国際連帯という視点から教科書の書き直しを求めるとともに、検定制度そのものにメスを入れていく方針を確認。民社党はこれまで自民党の教科書内容「偏向」キャンペーンに便乗してきたが、「わが党の指摘に悪乗りした手直しであり、相手国への配慮がない」(塚本三郎氏)などとのべ、国会の承認を得た検定審議会を設けるなど検定ルールの確立、公開を求めていく意向。

7・29 北京放送が日本の3閣僚の名を挙げて「教科書検定問題で日本軍国主義を美化した文部省を弁護した」と批判。

7・29 ソウルの秘苑前広場で大韓老人会の支部会員300人による抗議集会とデモ。「日本政府は反省せよ」「侵略根性反省せよ」などと叫んで。

7・29 北朝鮮の労働党機関紙『労働新聞』が「日本反動はどこへ行くのか」の論評を掲げる。

同論評は、日本の「武力増強計画」につき「“軍事大国”にはならないという偽善的な言葉を日本支配層が完全に投げ捨て、公然と本格的に戦争準備を進める道に入ったことを物語る」とのべ、「日本反動支配層が教科書を書き換えて

過去の朝鮮，アジアに対する日本帝国主義の侵略をたたえ，太平洋戦争を肯定する社会的雰囲気を作り出しているのは，すべてこれに関連する」と，きびしく批判。

7・29 『毎日』が「実態と違う文部省見解，明確な“修正”要求」と，鈴木局長による王公使への説明を批判。

『毎日』82年7月29日付の教科書検定問題関係記事は，文部省が「“侵略”を“進出”にしたのは，検定の改善意見にもとづき教科書会社が自主的に修正したもの」「検定は公正かつ客観的に行っている」と説明しているが，執筆者・編集者たちは「限りなく修正意見に近い改善意見が多かった」「改善意見にしたがわないとなかなか検定をパスしなかった」と語っていること，「改善意見」について「微妙なケースは改善意見にして，納得して書き直してもらおう」（藤村和男・教科書検定課長）「検定審議会で，教科書の記述としては改善した方がいいと判断したんですから，改善意見に従うのは当然でしょう」（菊地洋男・同課長補佐）とのべていること，等をあげて文部省説明を批判。また，教科書検定審議会委員のなかの「社会科」担当者たちが「審議会の役割は，左翼偏向記述への右からの防波堤となること」と語っていること，委員の一人が「南京大虐殺とか，日本が朝鮮を占領していじめたとかを教科書に載せて教える必要はない。子どもたちの精神の発達とか見識を養うものにはならないんだから」と語っていること，関係者の証言では審議会の雰囲気は「今の教科書は日本を悪く書いている。もっと日本のことをよく書いて，大手を振って世界を歩けるような国民を育てなければならない」といったものであること，等をあげて文部省の「公正」説明を批判。

この種の批判は『朝日』82年7月31日付「助言どころか強制」も，当然に厳しく行っているところであって，『朝日』は，7月30日の衆議院文教委員会において，社会党の佐藤誼委員の「(文部省は)改善意見というが，事実は修正意見に限りなく近い」という追及に対して，鈴木局長が「改善意見は強制力を持たない指導助言だ。向こう(著者)に学問的裏付けがあれば合意して納得している」

と答えたことをとらえ、ある高校「日本史」教科書の執筆者が81年10月に、原稿本につき文部省調査官から受けた条件指示の実態(2日間、延べ15時間に及ぶ)をより仔細に解明して、これに批判を加えた。それによれば、その実態は以下のとおりである。

3・1 独立運動に関して

原稿本 「日本の軍隊・警察の弾圧で、朝鮮人7,000人以上が殺され、多数の教会が焼かれた。」

調査官 「弾圧という表現ですが、暴動になったから弾圧したんです。これをいれてもらわなくては困ります」「7,000人以上、には根拠がない」(修正意見)

執筆者 「朝鮮近代史研究では7,000人がだいたい定説で、どの文献にも出ている」

調査官 「7,000人のもとになった数字自体に、明確な根拠がない」

見本本 「軍隊・警察により暴動はきびしく弾圧された。」

執筆者感想 「いくら抗弁しても、議論しても無駄で、変更の余地がないとわかり、仕方がないので指示に従った。これが韓国や朝鮮で反発を呼んでいるとすれば、たいへん申しわけないことをしたという自責の念でいっぱいだ。」

南京大虐殺に関して

原稿本 「南京占領のさい、日本軍は中国軍民多数を殺害、暴行・略奪・放火をおこない、南京大虐殺として国際的非難をあげた。中国人の犠牲者数は20万人にのぼる」ともいわれる。」

調査官 「この事件は、混乱の中で起こったことで、戦闘行為との区別がつかない。犠牲者の数も不明だ」(修正意見)

見本本 「南京占領のさいの混乱のなかで、日本軍は中国軍民多数を殺害し、南京大虐殺として国際的非難をあげた。」

執筆者感想 「A(=修正意見)ということで、なにもいわなかった。それまで原始、古代の項からさんざん調査官とやってきて、結局なにしたってだめってわかってきましたから。議論して、AがB(=改善意見)に変わるという余地があればやりますが、いい負かしたって変わるものじゃない。むなしさと、時間のむだ。調査官にいても、なんの効果もない」

「強制連行」に関して

原稿本 「朝鮮人・中国人を日本本土に強制的に連行し、鉱山などで酷使した。」

調査官 「朝鮮人については、強制という表現は不適當です」

執筆者 「Aですか、Bですか」

調査官 「Aです。朝鮮人の場合は、国民徴用令でやったもの。『官あっせん』で合意

のうえ……朝鮮人と中国人を併記しても事情がちがう。こうされたらどうですか。朝鮮人のところで区切ってほしい。朝鮮人が移った、と」

見本本 「国民徴用令により、多数の朝鮮人が内地に連行され鉱山などで使役された。」
執筆者感想 「最終的には、妥協し、合意した私から、今になって大声でいいたてる気には毛頭ならない。しかし、『(教科書は) かなり自由につくられている』という文部省の担当局長の発言を新聞で読んで、あぜんとした」

別の高校「日本史」教科書執筆者の場合は、原稿本に「南京を占領した日本軍は、多くの非戦闘員を虐殺し、国際的な非難を受けた」と書いて出したところ、調査官から「この事件の真相はまだ不確定な段階にあるのではないのでしょうか。鈴木明さん(『南京大虐殺』のまぼろし』の著者)の説もありますし。これは修正意見です。『南京を占領した日本軍』では時間的な幅が漠然としてしまいませんか。『多くの非戦闘員を虐殺』というけど、軍人も多くいたはずですよ」といわれて、見本本では原稿を「中国軍のはげしい抵抗にあい、日本軍の損害も多く、これに激昂した日本軍は、南京占領のさいに多数の中国軍民を虐殺し、国際的な非難を受けた」に修正している。

7・30 香港各紙、東南アジアの各紙等が日本文部省教科書検定を批判。

シンガポール『南洋日報』7月26日付社説。「日本が中国と東南アジアを侵略し、中国、朝鮮半島や東南アジア各地で暴行をはたらいたことは隠しようのない事実である」と指摘。

フィリピン『デーリー・エクスプレス』の編集長。「日本はわが国にたいする侵略をほかのいい方に変えようとしているが、フィリピン人はこのことにひどく憤慨している」と表明。同紙7月29日付で、ドロイ・パレンシアが「フィリピン人に関していえば、日本がどう書き換えようが、1941年からの日本の侵略はフィリピン史上最も残忍な侵略であったことには変わりはない」とのべる。

シンガポール『星洲日報』7月27日付社説。「このようにして史実を改ざんし、日本の若い世代を誤って指導しようとする意図は、日本がふたたび軍国主義の古い道を歩もうとしていることを意味するものではないか」と指摘。

香港『大公報』7月28日付論評。「日本が最近、教科書で歴史を改ざんしてい

る状況の陰にはきわめて大きな危険が隠されている。その危険とは日本が今や政治大国に向けて歩みつつあり、軍事生産でも潜在力を持っていることである。日本の若者が学校でよくない思想を長期間注ぎ込まれ、第二次世界大戦に正しい認識を欠くことになれば、今後、日本が 往年の道を歩むようになるかもしれない。」

香港『信報』7月29日付論評。「指摘しなければならないのは、史実を尊重せず、往年の侵略の事実を改ざんする日本教育当局にたいする非難が狭い民族的な気持ちから出ただけという簡単なものではないことである。この事件はどこまでも追求し、絶対に軽視してはならない。」

香港『中報』7月30日付論評。「アジアと米国はかつて日本軍国主義の鉄のヒヅメの下にじゅうりんされた。日本軍閥が各地を侵略した史実をどうして“内政干渉”という口実で好き勝手に改ざんできるだろうか。」

7・30 鈴木勲局長が李相振公使（在日韓国大使館）に教科書検定問題について説明。李公使が鈴木局長の説明に理解を示し「外交問題に発展することを避けたい」とのべる。

鈴木局長は「この問題で、両国の友好関係が損なわれることがあってはならないと考えている。教科書の記述が適切なものになるよう、最善の努力を払っているので、韓国政府の関心に留意し、国内の論議などには謙虚に耳を傾けたい」とのべ、さらに、①教科書検定制度での国の関与は意見の提示にとどまり、記述の最終判断はあくまで民間の著作者にゆだねられている、②検定に際しては、過去の関係の反省の上に立ち、日韓友好の精神にのっとっている、③今後とも、検定、学校教育を通じてこの方針に変わりはない、と説明。これに対して、李公使は「外交的な話し合いではない」とことわりながらも、①検定制度は日本の国内問題で、関与すべきではない、外交問題に発展することは避けたい、②友好国としての日本の良心に訴えて、自らの手で対処されることが望ましい、③長い目で対処する問題であり、韓国民が重大な関心を持っていることに留意し、納得のいく対処を望みたい、とのべる。

王晓雲駐日中国公使が7・29会談で、鈴木局長の説明につよい不満を表明したのは対照的に、この会談は友好的な雰囲気では終えている。日本の文部省検定に対する受けとめ方の違い（中国政府と韓国政府との、韓国の政府と韓国国民一般との）を、あらためて浮き彫りしてみせたものである。

7・30 消された沖縄戦の真実

83年度から使用される高校「日本史」教科書の執筆者（江口圭一氏）が「沖縄戦で日本軍に殺された同胞があった事実をなぜ教科書に書けないのか」と抗議の声をあげる。その記述が削除された経過は、江口氏によるとつぎのとおりである。

81年10月原稿本 「6月までつづいた戦闘で、戦闘員約10万人、民間人約20万人が死んだ。鉄血勤皇隊・ひめゆり部隊などに編成された少年少女も犠牲となった。また、戦闘のじゃまになるなどの理由で約800人の沖縄県民が日本軍の手で殺された。」

調査官 「800人という数字に根拠がないので直せ」（修正意見）

執筆者 「太平洋戦争史（青木書店）にもとづいて書いたものだ」

調査官 「本自体に根拠がない」

81年11月第1回修正文 「……十数万人の沖縄県民が死んだ。鉄血勤皇隊・ひめゆり部隊などに編成された少年少女も犠牲となった。またスパイ行為をしたなどの理由で、日本軍の手で殺害された県民の例もあった。」

文部省調査官はこの修正文をも認めなかったため、江口氏は沖縄を訪ね、沖縄戦争資料館の展示・パネル、沖縄県編集『沖縄県史』、等々の資料で史実を確かめた。

82年1月第2回修正文 住民の死者数は「約94,000人」、住民殺害については「混乱をきわめた戦場では、友軍による犠牲者も少なくなかった」に修正。

調査官 「修正せよ」

82年3月第3回修正文 住民殺害について「『沖縄県史』では戦場の混乱のなかで、日本軍によって犠牲者となった県民の例もあげられている」に修正。

調査官 「『沖縄県史』は一級の資料ではない。編集者は検定制度を取り違えてはいないか」

見本本 つぎのように住民殺害の部分が削除されてしまっている。「6月までつづいた戦闘で、軍人・軍属約9万4,000人（うち沖縄県出身者約2万8,000人）、戦闘に協

力した住民(鉄血勤皇隊・ひめゆり部隊などに編成された少年少女をふくむ)約5万5,000人が死亡したほか、戦闘にまきこまれた一般住民約3万9,000人が犠牲となった。県民の死亡総数は県人口の約20%に達する。」

7・30 教科書執筆者たちが7・29文部省説明を事実と反するものとして批判。

若干の事例。「改善意見といってもほとんど直さなければならないのが周知の事実だ」「『侵略』だけでなく『支配』『収奪』という言葉さえ使えなくなっている」「一つの偏った考え方で画一化するような検定制度はまちがいだ。もっと自由ななかでいろいろな教科書がつくれるなら子どもたちに豊かな教育ができる」(川村善二郎氏, 高校「日本史」執筆), 「行政権に従わなければ不合格になってしまう。改善意見でも、『侵略』ではなくて『進出』なんだ, という価値判断が入った意見を押しつけていることになる。学問や研究に行政が口を出すべきではない」「検定制度をやめさせる必要がある。日本の侵略行為を史実にそって教科書に書くことができることこそ, アジアのなかで日本が名誉を回復できる唯一の道だ」(星野安三郎氏, 高校「現代社会」執筆), 「日本の検定制度は行政権力が直接介入する仕組みになっている。これが続く限り根本的には解決しない。これを改めさせることがいま求められている」(永原慶二氏, 高校「日本史」執筆)。

7・31 台湾国営通信社「中央通讯社」が「(日本の)教科書記述変更問題は(台湾)教育部内に多大な憂慮の念をもたらした」とする教育部次官との会見記を伝える。

7・31 韓国各地で抗議集会。

光州市では、大韓老人会光州支部会員約500名による「日本帝国主義亡霊火刑式」という名の抗議集会が開かれ「日本は教科書のわい曲部分を即刻訂正し、閣僚たちは謝罪せよ」と要求。大邱市では「日本軍国主義妄想糾弾決起大会」が開かれ、春川市では「愛国志士たちを虐殺した日本の蛮行をあばく」集会が老人会を中心に開かれる。

7・31 『中国青年報』が森村誠一『悪魔の飽食』を初紹介。

「隠しおおせぬ罪悪」と題する紹介記事は「この本は日本軍国主義の野蛮な罪悪を暴露したもので、日本人民にも大きな反響を呼んでいる」と指摘。

7・31 『赤張』主張「教科書問題、糊塗策は通用しない」が政府・文部省による執筆者・出版社への責任転嫁を批判。

「文部省による歴史的事実のわい曲は、軍国主義復活強化の策動の一環として、侵略戦争肯定の精神を若い世代と国民におしつけようとする自民党政府の反動的姿勢にもとづくもの」であり、「とくに鈴木内閣のもので、日本の軍事大国化と軍事ファシズム、アメリカのたくらむ侵略戦争に国民をひき込むための策動が急速に強まって」おり、このことが「レーガン米政権の限定核戦争計画に直結した大軍拡、戦時ファシヨ体制確立のための有事立法策定、憲法改悪作業が急ピッチで進行している」こと等々で実証されているが、まさに「侵略戦争を肯定する教科書の書き換えは、こうした鈴木内閣の反動的策動と軌を一にしたものであり、国民を軍国主義とファシズムの暗黒時代にひき込もうとする点でも、それが核戦争による民族破滅の危険と結びついている点でも、絶対に容認でき」ないものだ、と指摘。

7・31 「民主教育を進める沖縄県民会議」（沖縄県教組、沖縄県労協など9団体）が旧日本軍による住民虐殺の部分が教科書検定で削除されたことに抗議声明。

7・31 「朝鮮人強制連行真相調査団」が「教科書改悪撤回を」と声明を発表。

今回の検定では強制連行の事実そのものが抹殺されているが、このような教育政策は、歴史的事実のわい曲や抹殺にとどまらず、「自衛隊の80年代、90年代の大軍拡を想定し、それに連動する軍国主義的国民教育の編成を目指す政策の重要な部分にほかならない」と指摘。

8・1 中国、文相訪中を拒否。

中国教育省の李滄外事局長が渡辺幸治公使に対し「7月29日に至るも、日本

文部省の鈴木勲初等中等教育局長は、教科書の検定において日本の中国に対する侵略に関する歴史のわい曲をいぜん弁解し、責任を(民間に)転嫁しようとしている。事実は文部省に直接責任がある。これは中国人民と中国の教育界に強い不満を呼び起こしている。中国教育省はこの問題の解決前に小川文相を中国に受け入れることは不適當であると考える」と申し出たもの。日中外交史上異例のこととなる。

8・1 『人民日報』の短評「もう少し誠実になった方がいい」が7・29文部省説明を批判。

批判の要旨。「1, 29日, 文部省は中国側に教科書検定について説明, 中日共同声明の精神を尊重していること, 教科書作成の責任は文部省や政府にはなく, 出版社と民間にあることを強調したが, この説明で人を満足させることはできない。1, 文部省はいまや侵略があったことすら否定し, 南京大虐殺の責任を中国に押しつけたが, もしそうなら日本はかつての戦争で中国人民に与えた損害に対しなんら反省する必要もないことになる。1, 文部省は教科書を改ざんし, 歴史をわい曲したのみならず, 中日共同声明, 平和友好条約が成立する基礎を覆した。文部省の考え方に照らせば, 中日両国関係を改めて考え直し, 共同声明, 平和友好条約締結以前の状態に戻さなければならないのか。1, 文部省は歴史を改ざんしようとする責任を民間の出版社に押しつけようとしているが, その責任が政府にはないとどうやって弁解するのだろうか。1, われわれが文部省の一部の者がごまかしをせず自分で利口だとうぬぼれず, やはり誠実謙虚な態度をとる方がよいと忠告する。」

もし日本の政府・文部省が一貫して日中共同声明や平和友好条約の精神を尊重し正確に反映させているというのなら, 日本の中国侵略を美化するようなことがどうして起こったのか, という疑問を投げかけたのである。

8・1 歴史教育者協議会(歴教協)第34回大会が検定制度の是正を求めた文部大臣あて要望書を採択。翌2日に送付。

要望書は, 子どもたちが歴史的教訓を学ぶことを妨げて侵略戦争を肯定・美

化する教科書に変えようとしている事態は日本の軍事大国化の一環であり、歴史教育の内容そのものにかかわると重視して、「過去において、あやまった歴史教育が、軍国主義の最大の支柱の一つとされていた事実を痛切に反省し、正しい歴史教育を確立し、発展させる」（歴教協設立趣意書、1949年）との立場から① 旧日本軍の「侵略」を「進出」と書き換えるなど、日本国憲法の平和主義の理念に反するような教科書検定の姿勢を直ちに改め、必要な是正措置をとること、② 教科書検定をさらに強化し採択地区を広域化するなどの「答申」を出そうとしている第13期中教審に対し、この事態を詳しく説明し早急な是正措置をとること、の2点を要望したもの。

8・1 『毎日』論説・西和夫『『教科書』に思う』が「歴史は偉大な教師」「事実から素直に学びたい」を掲げる。

このなかで「戦後は『平和国家』としての再生を誓ったのに、なしくずしに『経済大国』から『軍事大国』への道に踏み出そうとしている。戦前の軍国路線がいかに愚劣で、非人間的だったか、一刻も早く忘れ去ろうと急いでいるかにみえる。いまわしい過去は一切忘れ、次の世代に語り継ごうともしない」と、80年代日本の国政および教育政策の動向、とりわけ教科書行政の現実を厳しく批判。

『朝日』の解説「沈静化、当面は無理？」は、文部省の姿勢——衆参両院の文教委員会で示した中国側の求めている「侵略」の復活には絶対に応じない、中・韓両国にたいしては訂正に応ずるかどうかの点には触れずに「ご意見には謙虚に耳を傾けたい」という姿勢だけを示していく——が変化しそうな理由について、「内外からの非難を受けても、自民党文教族の後押しで進めてきた教科書政策の柱が検定であり、過去の侵略戦争の非を突きつけられての隣国からの要望とはいえ、ここでの譲歩はせっかく進めてきた教育政策の根幹を揺さぶることになると危惧するからだ」と説明し、文部省の背後に自民党文教族が存在することを指摘。

8・2 韓国の李奎浩文教相が「韓国が日本の教科書に関心を持つのは決

して懐古的な怨恨のためではなく、今後の平和と善隣関係の維持である」と、韓国の閣僚として初めて歴史教科書わい曲問題に言及。

8・2 大韓老人会ソウル市連合会員1,500名がパコタ公園で糾弾集会、「日本は歴史を直視せよ」「日本は侵略根性を即刻捨てよ」と要求。大韓老人会慶尚北道慶州市支部会員が慶州市内で糾弾集会。

8・2 中国軍機関紙『解放軍報』が評論員論文「軍国主義のロジックを警戒せよ」を掲載。

論文は、日本文部省の教科書改訂の背後に「軍国主義復活をたくらむ逆流」が存在すると指摘し、日中両国人民が協力して反対すべきだと主張。論文は、① 文部省の教科書改訂を弁護した日本の閣僚(松野国土庁長官)の発言を引用して「“進出”という言葉で、当時使わなかった“侵略”に変えれば事実を曲げることになる、というが、それならドイツ、イタリアの歴史教科書も改訂しなければならない。しかし、世界の大多数の人々の目には、侵略は侵略であり、“進出”などではない。教科書内容の変更要求は内政干渉というが、内政の範囲を逸脱した行動をするから、関係国の抗議を招くのだ」と批判し、② 日本国内の世論や知識界がこうした一部閣僚に反論するのは、かれらの論理が新たな軍国主義に導くもので、その被害者は隣国だけでなく、日本人民自身であるからだ、と強調し、③ 結論として「日本侵略の苦しみを深く受けた中国人民は、中日復興10周年の機会に、文部省と一部閣僚に感謝せざるを得ない。かれらの言論と行動は、両国関係発展の一方に別の一面、つまり軍国主義復活の逆流があることを知らせてくれたからだ。中日友好は世々代々発展させねばならず、このためにも両国人民は協力して日本軍国主義復活の逆流に打撃を加えねばならない」と指摘したもの。

8・2 中国の新華社通信が日本軍による南京大虐殺に関する写真を配信し、「歴史は改ざんすることができない——日本軍南京大虐殺実録」と題する同写真の説明を発表。

写真説明。1、日本文部省は最近、小中学校の歴史教科書の検定に際して、日

本軍国主義の中国侵略の歴史を公然と改ざんし、南京人民に対する当時の日本軍の大虐殺を「中国軍の激しい抵抗のため」などと言いくるめた。1、この上なく悲惨な南京大虐殺は1937年12月に起こった。日本軍の殺人鬼どもは人を見れば殺し、家を見れば焼き払い、6週間の長きにわたって血なまぐさい大虐殺を行った。極東国際軍事法廷の調査報告は「集団銃殺、生き埋めにされた中国軍民は19万人余りに達し、各地で分散的に殺害された住民のうち、収容されて埋葬された死体だけでも15万余体にのぼる」とのべている。

8・2 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が「戦争策動の前奏曲」と批判。

金亨禎師範大学の学長名で声明を発表し、そのなかで「日本文部省が歴史をわい曲したのは、日本の青年に侵略思想を注入させるための軍国主義教育の強化をねらった露骨な表現であり、再び海外侵略を本格化しようとする日本反動の侵略と戦争策動の前奏曲である」と手厳しく批判して即刻修正を要求するとともに、日本が教科書のわい曲された部分を修正しなければ「日本は今後、過去と同様破滅を免れないだろう」と警告。

8・3 中国共産主義青年団機関紙『中国青年報』が論文「これをどうして『内政』といえようか」を掲載。

論文は、「第二次大戦以後、日本の一つまみの軍国主義者は、みずからの失敗に甘んじないで、けん土重来をたくらんでいる」と分析し、「文部省が教科書を改ざんし、次の世代をだまそうとしていることは危険な信号であり、日本のある人びとが軍国主義を復活させ、『大東亜共栄圏』をふたたび夢見ようとしていると考えるに十分な理由がある」とのべ、教科書問題を「日本軍国主義復活」の兆しととらえている。

8・3 韓国の李範錫外相が前田利一駐韓日本大使（ソウル駐在）に「具体的な是正措置」を速やかに行うよう求めた政府覚書を手渡し、教科書問題が外交問題化。韓国政府、国内世論に押されて、強硬姿勢に方針転換。

手渡した覚書内容要旨。「わが国に関する教科書わい曲部分は正要求に対する7月30日付日本政府回答と文部省説明とに、是正に対する具体的な言及がな

かったことは大変遺憾であるというしかない。日本政府の態度はわが国にわき起こる世論と国民感情を一層刺激しており、このような事態が続けば、韓日友好関係に悪影響を与える憂慮がある。このため韓国政府は本件に対し、日本政府の早急な具体的是正措置を強力に要求するものである。」

前田大使との会談の席上、韓国側は「国民世論は沸騰し、外務省の姿勢はマスコミや一般市民だけでなく政府内部からも強い反発にあっている。こうした事情をよく理解してほしい」と説明したという。韓国政府が強硬姿勢に転じた背景に国民世論の動向があることを感じさせるが、この辺の事情を『朝日』82年8月4日付はつぎのように書いている。「韓国ではこの(教科書)問題が発生して以来、政府の柔軟姿勢にもかかわらず、国内世論は『反日』へ大きく傾き、日本政府の姿勢を批判、非難するデモ、集会が続き、マスコミも連日大きくこの問題を取り上げていた。と同時に、国民の間では、中国の強い姿勢と比較して政府の弱腰を批判する声が高まっていた」から、そのために政府も強硬姿勢をとらざるをえなかったとみられる、と。

8・3 中国『光明日報』が論文「日本3閣僚の“内政干渉”説に反駁する」を掲載。

論文は、「内政」発言を「大胆にも日本帝国主義の侵略の罪行を弁護するもの」とみて、あくまで追及する構えをみせている。「国際法上の内政の概念は、一國が国内で管轄する事務を指す。国際的義務にかかわる事、国際的平和と安全に脅威を与えたり、国際法の基本原則を踏みにじる行為は、内政と見なすことはできない」とのべ、教科書で中国への「侵略」を「進入」と変えたことは「はるかに“内政”の範囲を超えている」とする。第二次大戦後の極東国際軍事裁判でも「日本の中国侵略が反論することのできない事実」であることが証拠によって明らかにされた、という。

8・3 インドネシアのジャカルタ夕刊紙『シナル・ハラパン』が社説「隣国が日本に注目」のなかで日本の教科書検定問題に言及。

社説は、中国・韓国から出されている抗議内容などを紹介し、日本政府が歴

史的事実をなぜ意図的に修正するのかと疑問を投げ、検定問題が最近の防衛費増大と無関係でなく日本政府は“軍隊、戦争アレルギー”が強い若い世代の意識を徐々に変えようとしていると指摘。

8・3 ベトナム共産党機関紙『ニャンザン』が日本の教科書改訂に対する中国の反発を批判し、「外見上の意見の相違にもかかわらず、中国は日本の再軍備と日米軍事同盟を支持している」と論評。

『ニャンザン』の論評要旨。1、中国は9月に予定された日本文部大臣の中国訪問を取り消したが、7月28日、中国大使と日本の防衛庁長官は東京で防衛要員の交流促進について会談した。1、中国当局は日本政府の軍事予算の増強を高く評価しており、中国、米国、日本はソ連と他の諸国に対抗する軍事同盟を結成しようとしている。1、日本の高校教科書の改訂に対する「逆上」は、帝国主義と結託した鄧小平がかつての侵略者に門戸を開くのではないかという中国国民の恐れをなだめることを意図した「コップの中の嵐」にすぎない。

ベトナムが日本の教科書問題に言及したのは、これが初めてであるが、ベトナムに対する日本の「侵略」には触れていない。

8・3 中国の雑誌『教育研究』編集部が日本の教科書問題に関する見解を発表。

同見解は、「歴史の悲劇を繰り返さず、中日友好を続けていくため、中国の教育者は日本人民とともに歴史を改ざんする日本文部省を告発し、抗議していかねばならない」とのべる。

8・3 鈴木局長が参院文教委員会で記述訂正の意思なしと答弁。

同委員会で、鈴木局長は「侵略」を「進出」と改めたのは「(調査官の)改善意見に著者が訂正をおこなったものであり、これを正誤訂正の手続きで訂正することは、正誤訂正の趣旨に反する」とのべ、小川文相も「現行の記述を改めよという先方(中国)の要求には答えていない」「当方の真意が正しく理解されたあかつきには、中国側が訂正せよと固執するかどうか」とのべ、あくまで記述訂正はしない方針を示す。

8・4 小川文相が衆院文教委員会で「再修正は考えない」と答弁。

8・4 自民党文教部会と文部省幹部とが懇談会を開き、修正要求には応じないと思意統一。

席上、文部省側が「検定の真意を説明して理解を得る作業をねばり強く続ける」との方針を説明、党側から「これまでの文教政策の積み上げからして検定個所の修正に応じることは許されない」「文部省の国会答弁(再改訂はしないとの見解)をいじってはいけない」などの文部省方針を激励する意見が相次ぎ、修正には応じない旨の意思統一を図る。出席者は、党側から海部俊樹文教制度調査会長、西岡武夫政調副会長、石橋一弥文教部会長、三塚博教科書問題小委員長、森喜朗前文教部会長、文部省側から三角哲生事務次官、鈴木勲初中教育局長など。「教科書の再修正は自民党内での大論争に発展するのは必至で実現の可能性は極めて薄い」という判断(『毎日』82年8月5日付)が出てくるゆえんである。

8・4 フィリピン『タイムズ・ジャーナル』の社説が日本の教科書問題に言及。

社説は「アジア史をゆがめようとする日本の試みによってフィリピンも影響を受けているかどうか外務省は調査をすべきである」「もしフィリピンについてもわい曲表現がなされているなら、政府は、意見を述べるべきである」と主張。

8・4 韓日議員連盟の拡大幹部会が「是正」を要求。

拡大幹部会は、①短期的には、争点となっている記述部分を教科書配布前に是正するよう求める、②長期的には、日韓双方の専門家で構成する「教科書是正共同委員会」を設置して日本側教科書の是正を図っていく、などの意見を集約。

8・4 北京放送が「中日友好関係維持のため、日本政府は(文部省の『歴史改ざん』問題を)まじめに処理する責任がある」と、初めて日本政府の責任問題に言及。

8・4 韓国政府が8・3覚書につき日本政府が「速やかで、誠意ある是正措置」をとらない場合「より強硬な対応措置」をとる方針を固める。

韓国政府筋の説明。3日「日本政府に速やかな是正を公式に要請しており、日本側の反応を注視している」とのべたうえ、①韓国側の要請に日本がこれまでのように無誠意な態度を示す場合、韓日関係は重大な危機を迎える、②政府は現在の韓日間において日本の教科書の史実わい曲是正を優先すべき外交懸案とみなしている、③是正なくして国民の対日感情は解消できないだろうし、政府はより強力な対応措置で臨まざるを得ない、などと強調。

8・4 中国各紙が日本文部省による日中戦争の記述改ざんに反対する一般国民の声を掲載し始める。

8月4日付『北京日報』への一投書から。松野国土庁長官が『『侵入』を『侵略』』といえどこれは事実のわい曲だ。子どもたちは（日本人の）祖先が悪事を働いたというようになり、彼らを尊敬しなくなる」と発言したが、「松野長官は次の世代に祖先の何を尊敬させたいのか。松野長官ははたして日本人が夢見た『大東亜共栄圏』を子どもたちに『かくかくたる業績』と思わせたいのか。隣国を踏みにじった罪業を『光栄ある歴史』と思わせたいのか」「まともな日本人は正確な侵略の歴史から教訓をくみ取り、中日両国民の友好を維持、発展させよ、と子どもたちを教育するはずだ」と指摘。

8・4 台湾「中央通讯社」が台湾当局が教科書検定問題で、7月末に日本側に覚書を手渡したと伝える。

覚書の内容。「文部省の強制的な教科書書き換えは中国（台湾）国民の感情を無視したばかりでなく、中日両国民の平和を追求しようとする願いをないがしろにした」とのべ、日本に適正な措置をとるよう要求したもの。

8・5 政務次官会議の席上、辻外務政務次官が文部省の対応を批判。

辻次官は「教科書の検定で文部省が、字句を修正したのは民間の意思でやったと弁明し、この問題を内政干渉という形で防御する態度はおかしい」と文部省のこれまでの対応を批判し、さらに「対中国でいえば日中共同声明の時点で

日本側が深く反省するとしたのが前提となって中国側も賠償請求権を放棄した。こうした過去の経緯からみても共同声明の精神を堅持していくことが大前提で、これを変える考えはない。また変更したような感じを与えてはいけないと思う」とのべる。

8・5 鈴木初中局長が参院文教委員会で「検定修了後の正誤訂正でも記述の再修正はできない」と答弁。

同委員会での、原子力発電の危険性等に関する記述が文部省のその後の指示で検定後に「正誤訂正」として改められたのに「再改訂できないというのはおかしい」という野党議員の追及に対し、鈴木局長は、原子力発電に関する記述の改訂は、今回の問題のように文部省の検定で意見を付して改めた事項ではなく、検定では触れなくて検定後に著作者が客観的な誤りとして正誤訂正を申請してきたものであると説明。

8・5 中国外務省の呉学謙次官が鹿取泰衛大使(駐北京日本大使館)に再び修正を要求。

呉次官は、7月29日に文部省が行った教科書検定に関する説明について「まったく同意できない」と公式に反論し、「教科書の歴史事実について正しく改めるため、必要な措置を取るよう日本政府に求める」と申し入れ。

呉次官の発言内容。1、日本文部省が高校、小学校の教科書検定で日本軍国主義による中国侵略の歴史を改ざんしたことについて中国政府が抗議したあと、日本側は中国側に回答を寄せた。しかし、その説明の中で、日本文部省は教科書検定における誤りと日本側のとるべき正しい措置を回避した。逆に責任を回避しようとしてさまざまな言い訳をした。この態度は最も軽薄なものである。中国側は異議を唱えざるをえない。1、中国政府は、日本軍国主義者の中国への侵略の歴史を認めるか否かは中日関係の発展の原則の重大な問題であると主張する。中国と日本の関係正常化の際、中国と日本の政府間交渉により、この問題の明確な説明が共同声明でなされた。歴史的事実を厳格に認識し、そこから教訓を引き出し、次代を正しく教育してはじめて、中日関係をたゆみなく、持

続的に前進させることができる。1, われわれの観点からすれば、日本政府は、教科書の検定に際し生じた問題に避けることのできない責任をもっている。しかし遺憾ながら、われわれの当初の抗議以来、満足のいく答えはいっこうになされてない。それどころか、日本政府の何人かの高官は、公然と事実を否認し、中日共同声明から逸脱するような発言をし、中国の抗議を“日本の内政に対する干渉だ”と中国に反撃さえしている。1, 教科書検定の中で生じた諸問題は、すべて歴史的事実を否認し、中日共同声明の原則から逸脱するものであり、中日友好の基盤を掘り崩すものである。これは単なる日本の内政問題と見なすことはできない。1, 侵略戦争の被害者として、侵略を受けた歴史をわれわれが公言するのは極めて当然のことであり、そうする正当な権利がある。1, 「日本の内政への干渉」という非難は、大衆の注意をそらすためのものである。しかしこの非難は、歴史を改ざんした誤りを包み隠すどころか中国人民のより強い反対を引き起こすだけである。1, 歴史の事実を守り、中日共同声明で説明された諸原則を支え、中日両国、両国人民の間の友誼を維持し発展させるため、われわれはここで再度、中国政府は日本政府に対して、教科書の検定にあっている日本文部省の誤りを正す必要な措置をとるよう要望することを表明したい。

8・5 中国『光明日報』が日本の東映映画「大日本帝国」を批判。

映画「大日本帝国」を「反動映画」として批判し「下心を持つ日本のひとつまみの人びとが現在、日本の侵略の歴史を改ざんし、軍国主義を復活させるため、大いに世論づくりをしていることは明らかだ」とのべ、この映画が劇中の東条英機元首相に「私の戦争責任は国内に限られる。これは独立国家（日本）がやむを得ず犯した自衛戦争であり、私はいささかも心に恥ずることはない」と語らせたことに言及し、「歴史はわい曲を許さない。人民は終始警戒している」と指摘。

8・5 中国『中国青年報』が「“民定”か“官定”か」と題する論文を掲載し、小川文相、宮沢官房長官を名指しで批判。

これまでの批判は、松野国土庁長官、中川科学技術庁長官、箕輪郵政相の3閣僚に向けられていたから、中国の日本政府批判が一段と本格化したことを示している。論文は、南京大虐殺について小川文相が「南京事件の死者については各種の資料があり、一説には20万人、一説には200万人となっており、その信頼度には疑問がある」とのべたこと、宮沢長官が同事件に関する極東裁判の判決について「判決のなかで言っていることだけが歴史の事実と言えるかどうか、断定し難い」とのべたこと、をとらえて「日本の閣僚のこのような言い方は実に驚くべきことだ」「これにより、日本の政治の舞台上、あらゆる手段を尽くして軍国主義の亡霊を呼び戻そうとしている人びとがたしかに存在することがはっきりとわかる。われわれは、これを絶対になおざりにすることはできない」と批判。

8・5 北京テレビが全国中継ニュース番組で「どうして歴史を改ざんすることができようか」と題し、日本の対中侵略の実態を示す記録映画・写真を放映。

1931年の9・18事件(満州事変)、1937年7月の盧溝橋事件、同年の上海攻撃・南京大虐殺などの、日中戦争期の中国の惨状を示す実写フィルムが次々に映され、ナレーターが「このような侵略の歴史が、どうして書き換えられようか。中日両国は世々代々にわたり友好を築くべきだが、そのためには過去を正しく伝え、反省することがなければならない。日本文部省の措置は事実を曲げ、両国の友好に逆行するものだ」と語る。

8・5 韓国紙『朝鮮日報』が「日帝の蛮行。繰り返してはならない歴史の現場」と題して、植民地下の朝鮮半島での日本軍・朝鮮総督府の残虐行為の写真を特集。

8・5 韓国国会の文教・公報委員会が日本教科書の即時是正を求める決議を採択。

4項目決議要旨。1、現在の日本の検定教科書の歴史わい曲記述により、今後韓日間に引き起こされるすべての事態の責任は全面的に日本側にあることを明

らかにする。1, 日本に対しわい曲された教科書内容を即刻是正し, 韓日両国が互恵平等の原則のもとで善隣友好関係を続けられるよう求める。1, 政府はこれまでの微温的な対日交渉態度を取りやめ, 日本教科書わい曲是正のため実効性のある措置を取るよう要求する。1, われわれは正当な国民の要望を受け入れ, 問題解決のため多角的に継続した努力を重ね, この事態のなりゆきを鋭意注視する。

8・5 上記国会委員会で李奎浩文教相が「民族精神を破壊」との見解を表明。

李文教相の「日本の教科書わい曲は, 大韓民国の正統性, 民族精神を根底から破壊しようとする事件である」とする発言は, 韓国が日本の教科書問題を単に「侵略」や「神社参拝強制」といった字句の問題でなく, 日本政府はもとより日本人一般にある韓国人へのべっ視, 優越感情の結果としてとらえようとするもの(『毎日』82年8月6日付)といわれる。

8・5 上記国会委員会で韓国文教省が「歴史事実わい曲」資料を発表。

記述内容が問題視される日本の教科書16冊と会社名, 合計24項目167箇所を指摘し, 「古朝鮮と部族国家間の存在を抹殺, 韓国歴史の起点を無視するものから始まって, 日本帝国主義の侵略を糊塗したり美化する事例が多い」と厳しく批判したものの。

問題記述

【古代史】「高句麗時代に大和政権が大軍を朝鮮半島に出兵させ、『任那日本府』を設置, 2世紀にわたり南部地方を支配したが, 新羅が伽倻国を征服したとき滅亡した」との記述は, 広開土王碑文解析上, 問題のある史実であり, こうした主張は近代日本の韓国侵略を合理化しようとするものである。このほか ① 新羅を日本の従属国として取り扱おうとした記述 ② 高句麗の建国 ③ 3国文化の影響——などが問題。

【中世史】倭寇の略奪行為を一種の貿易行為とみている。また, 高麗王朝の崩壊の原因の一つにこの倭寇の海賊行為を挙げている。このほか ① 豊臣秀吉の朝鮮出兵 ② 通信使などに関する記述が問題になる。

【近代史】 韓国の歴史研究機関が指摘した ① 日本の朝鮮半島侵略 ② 韓国の主権奪取 ③ 独立運動弾圧——など7項目に及ぶ記述が問題。1882年の壬午の軍乱は開化政策に対する保守勢力の反発と当時朝鮮半島に出兵した日本への反発であったにもかかわらず「政府に対する反乱」と記述。東学農民運動を「農民反乱」と規定し、これを鎮圧するための日本の出兵理由を「公使館員や残留邦人の保護、清国との勢力均衡維持」と記述し、侵略意図を完全に隠ぺいした。また3・1独立運動当時、日本の軍隊と警察により殺された韓国人が7,509人、負傷者が1万5,961人であるにもかかわらず「死傷者2千人」としている。このほか ① 神社参拝 ② 光州学生運動 ③ 徴用 ④ 韓国語抹殺——など数十カ所が問題に。

教科書

▷日本の歴史(山川出版) ▷日本史(学校図書) ▷新日本史(自由書房) ▷新日本史(第一学習社) ▷日本史(実教出版) ▷詳説日本史(山川出版) ▷高校日本史(三省堂) ▷三省堂日本史(三省堂) ▷日本史(東京書籍) ▷高校世界史(三省堂) ▷新詳世界史(帝国書院) ▷世界史(実教出版) ▷高等世界史(帝国書院) ▷新世界史(帝国書院) ▷現代社会(一橋出版) ▷現代社会(清水書院)。

8・5 シンガポールの英字紙『ストレーツ・タイムズ』が日本の教科書検定問題について社説を掲載し、「歴史改ざん」により日本は「高価な代償」を払わなくてはならなくなるだろうと指摘。

社説は「日本が過去におこなった残虐行為に苦しんだ諸国は、こうした残虐行為は二度と起こらないとする日本側の言い分を簡単に認めるわけにはいかない」とのべ、合わせ「過去を新しい教科書から知る日本の若い世代にとっては、他国の人びとがなぜこの問題で厳しい態度をとっているのか理解できないだろう」と指摘。

(以下、次号に続く)